

「相続税法のあり方に関する一考察」

経済学研究科 経済学専攻 租税政策・財政学 09M3062 安井 務

論文要旨

わが国における相続税の死亡件数に対する課税件数の割合は、バブル全盛期における 1987 年には 7.86 %であったものが、近年では、4 %台にまで下落するに至っている。これは、バブル崩壊により地価が著しく下落していくなかで、相続税法においては、課税最低限の引き上げや土地優遇制度の拡大が引き続き行われており、基礎控除は依然として高止まりのままの推移となっていることに起因するものであろう。それ故に現行相続税は、一部の資産家にしか課税されておらず、土地の優遇のため資産の保有形態間で取り扱いの不平等が生じてしまうこととなっている。また、少子化の影響により一人当たりが受け取る遺産額が大きくなる可能性があり、資産格差が世代間継承され、格差が広がる恐れがあり、相続税による是正が今後重要なものとなるであろう。本稿は、この現行相続税法に内包する問題点を明らかにし、今後の相続税法のあり方について論じることを目的とするものである。

第 1 章では、相続税法の基礎となる課税根拠及び課税方式の類型を確認する事とした。現行相続税の課税方式である「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」は、制度創設より 50 年以上も経過しており、現状に合致せず、遺産税方式と遺産取得税方式と全く異なる性質の課税方式の折衷的方式となるため様々な弊害が生じていることが確認できた。また、先行研究を確認すると遺産取得課税方式への純化への議論が目立ったが、遺産課税方式にも見出せる点があることがわかった。この点は、包括的所得概念に基づく所得課税との関連の議論でも同等の事が確認できた。しかし、課税方式の議論よりも確固たる課税根拠を確立することが、その議論をする上での最優先課題となるであろう。

第 2 章では、相続税法の問題点として、相続税と贈与税の 2 本建て方式である事が公平性・中立性を阻害している事が確認できた。それらを確保するためにも、シャウブ勧告における累積取得税のような一体課税が見直される時期にきているものと思われる。一体課税として平成 15 年に導入された相続時精算課税（相続税法第 21 条の 9 - 第 21 条の 18）の拡大も今後視野にいれるべきであろう。さらに、相続税法における土地の優遇に関しても追求することとした。

土地の優遇は、現在の地価下落の状況に必ずしも合致するものではなく、また、金融資産と土地における実効税率が著しく乖離することが確認でき、資産選択に歪みをもたらすものである。資産の保有形態間での不平等を是正するためにも、今後は、縮小なり廃止の方向で進めるべきであろう。相続税法において、課税の対象とされる財産をどの様に評価するかは課税価格を左右するため重要な要素である。ここで、相続税法第 22 条の時価概念を基として、土地評価に関する裁判事例を検討することとした。

第 3 章では、相続税による資産格差是正の状況を確認するために、相続税の課税前後のジニ係数を算出する事により、再分配効果を計測し、時系列で繋げることとした。資産格差のジニ係数は、所得格差のそれと比べてかなり高い位置を推移しており、相続税による格差是正の期待は高まるものであろう。

第 4 章では、一試論として、課税最低限の水準（相続税法第 15 条における基礎控除及び租税特別措置法第 69 条の 4 における小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）及び税率（相続税法第 16 条における税率表）について制度設計し、実効税率及び再分配効果を確認することとした。

今後の課題としては、フロー面での競争促進のためストック面をできるだけ平等にするべきである。過大なストック課税は、資産の国外逃避や脱税へのインセンティブにつながる危険も伴うが、バブル崩壊後においても引き続き拡充されてきた土地優遇等を含めての課税最低限の引き下げ、相続税本来の再分配機能を取り戻すための最高税率の引き上げ等を考慮した抜本的な相続税制の見直しが必要となるであろう。金子（1987）においても、相続税の最高税率の引き上げは、勤労意欲の阻害といったマイナスの経済効果をもたないことに鑑みて、所得税の最高税率よりも高い位置で設定するよう述べており¹⁾、既存の最高税率を引き上げることは妥当性を有するものである。近年における議論では、「広く薄く」として税率構造のフラット化への潮流がみられるが、相続税による資産格差の是正効果を期待して「広く濃く」課税すべきではないかとも思われ、「機会の平等」の確保が必要であると考えられる。

1) 金子（1987）p169 参照。

「相続税法のあり方に関する一考察」

はじめに	4
第1章 相続税の課税根拠と課税方式	6
第1節 相続税の課税根拠	6
第2節 相続税の課税方式	11
1 遺産課税方式	11
2 遺産取得課税方式	13
第3節 法定相続分課税方式による遺産取得課税方式	16
第4節 所得課税との関連	21
第2章 現行相続税法における現状と課題	28
第1節 相続税・贈与税2本建て方式の問題点と方向性	28
1 2本建て方式の問題点と相続時精算課税制度	28
2 相続時精算課税制度とシャープ勧告	35
第2節 土地優遇に関する問題と相続税法第22条	45
1 土地優遇制度に関して	45
2 第22条における「時価」概念と土地を巡る裁判事例の検討	49
第3章 資産形成に対する相続税の役割	55
第1節 相続税による資産格差是正	55
第2節 相続税法に内包する資産分配効果の考察	68
第4章 相続税法改正に関する提案	75
おわりに	81
《参考文献》	83

はじめに

わが国における相続税は、1958年に現行の課税方式に改められ、その後も経済情勢や社会状況に応じて、わが国の実態に適合するよう幾度となく改正が行われてきた。近年においては、1991年までのバブル経済による地価上昇に伴う課税件数の増大に対応するため、課税最低限の引き上げや税率構造の見直し等が実施された。しかし、バブル経済崩壊後においても、地価の下落が続くなかで、課税最低限の引き上げや最高税率の引き下げ等が引き続き行われてきた。その結果、現況においては、課税最低限は依然として高く、一部の資産家のみに課税されることとなっており、平成20年の死亡件数に対する相続税の課税件数の割合は4.2%まで下落するに至っている²⁾。このような状況を踏まえ政府税制調査会は、『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（平成19年11月）』の中で、地価下落がバブル期以前の水準にまで下落しており、その課税割合が著しく低下した結果、資産再分配機能や財源調達機能は低下していると述べている³⁾。また、平成15年度税制改正においては、最高税率が70%から50%と大幅に引き下げられることとなった。過大なストック課税は、資産の国外逃避や脱税へのインセンティブにつながる危険も伴うが、この引き下げは相続税における再分配機能を損なうのではないのか。

日本の人口は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成18年12月推計）』によれば、2005年時点で1億2,776万人でその後は減少の一途を辿るという結果となっている。死亡者数の増加は2035年まで続いており、今後相続税の重要性は高まるものであろう。本稿は、このような状況のなかで、今後の相続税法の方向性を明らかにする事を目的とするものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第1章では、相続税制の基礎となる課税根拠、及び課税方式の類型を確認することとする。そして、現行相続税の課税方式である「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」について、両方式の折衷方式であるが故の欠点を指摘した上でその内容を確認していく。第2章

2) 国税庁編『国税庁統計年報書』2008年版により算出。

3) 税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(平成19年11月)』p25参照。

では、相続税、贈与税の 2 本建て方式と相続税法における土地の優遇制度に関する問題点を指摘したうえで、それらにおける今後の望ましいあり方について模索していくものとする。第 3 章では、「富の再分配」に重点を置く相続税について、現状の資産格差の状況を様々な角度からみていくこととする。そして、資産格差の不平等が相続税によりどの程度緩和されているのかを課税前後のジニ係数を算出することにより確認していくものとする。第 4 章では、課税最低限の水準や税率を制度設計し、その効果を分析することとしていく。また、今後増大するであろう高齢者の死亡数に鑑みて、制度設計されたモデルケースを使用して将来の税収を予測することとした。本稿におけるこれらの分析結果を踏まえて、今後の相続税法のあり方について考察していくものとする。

第1章 相続税の課税根拠と課税方式

本稿は、適切な相続課税の方向性を模索するものである。現行相続税法に関しては、課税方式に関する議論は多々されているが、その前提となる課税根拠については、当初の課税根拠が明白でなく、それが現在の状況には当てはまりが良くないため、決定的なものはないとされている⁴⁾。金子（2009）によれば、「相続税は、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税である。」と定義されている⁵⁾。本章においては、不明確とされている課税根拠について、政府税制調査会答申の議論を中心として考察していくものとする。そして、その課税根拠を基礎として現況と照らし合わせ、有効な課税方式を検討していく。また、包括的所得概念における所得の構成要素としての「相続・遺贈」についても触れていくものとし、その中で未実現キャピタル・ゲインの取り扱いについても言及するものとする。

第1節 相続税の課税根拠

1958年に改正された現行の「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」が採用される前提となった1957年12月「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」（以下、「57年答申」という。）における相続税の課税根拠としては、

①「富の集中の抑制」、②「所得税の清算としての課税」、③「不労所得に対する重課」の3点が挙げられている。具体的に確認すると、以下の通りである⁶⁾。

①「被相続人の遺産に対してその額に応じ累進税率で課することにより富の集中を抑制するという社会政策的な意味を有するものである。このような考え方を推し進めたものとして個人が生存中富を蓄積できるのは、その人の優れた経済的手腕に対して社会から財産の管理運用を信託された結果とみることができるのであるが、その相続人は被相続人と同様に優れた経済的な手腕を有するとは限らないから、相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転す

4) 渋谷（2008）p22 参照。

5) 金子（2009）p464 より引用。

6) 「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」（1957）より引用。

る際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべきであるとするものである。」

②「人の死亡および相続という事実は、被相続人が生前において受けた社会および経済上の各種の要請に基づく税制上の特典その他租税の回避等により蓄積した財産を把握し課税する最もよい機会であり、この機会にいわば所得税あるいは財産税の後払いとして課税するには、遺産額を課税標準とすることが当然の帰結となるとするものである。このように説明することを、英米の文献では“back tax theory”と呼んでいる」

③「遺産取得に対する課税は、遺産の偶然の帰属による不労所得に対する課税であるとするものである。そして、それは遺産の取得に対する特殊の形態の所得税であると説明されている。大資産の取得に重い税を課することにより、社会政策的な観点から重要な意義があるものとして位置付けられている。すべての個人は経済的に機会均等であることが望ましく、このような観点から、個人が財産を相続等により無償取得した場合に、その取得財産の一部を課徴するのが適当とするものである。」

この57年答申における①、②の考え方は「遺産税方式」に繋がり、③は「遺産取得課税方式」に繋がるものと考えられる。この57年答申における見解として、石澤・三木（1995）は、①及び②の説明は、「財産を残したことが課税根拠になるならば「税」と「没収」との法的差異はほとんどないことになりかねない。事後課税論も根拠として極めて弱い。およそ所有権保障と課税が抵触しないためには、各人の資産元本が「税」によって侵害されてはならない」として、説得的ではない旨を述べており、③の説明を「新たに取得した価値の一部を還元するものである限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しないと解すべき」として、課税根拠としてはこの方が正当としている⁷⁾。小池（2003）は、①に関しては憲法における財産権の保障という観点からの問題で、②に関しては「相続遺産が生前の租税回避や脱税の結果であるというに等しく、正当な所得税負担をしてきた国民からみれば、とうてい受け入れられる理由で

7) 石澤・三木（1996）pp.16-17より引用。

はない」として 1957 年答申の課税根拠の説明は理解し難い旨を述べている⁸⁾。
また、②の租税回避の点に関して、三木（1995）においても、「生前の租税回避、脱税、低負担等の清算とする説明は租税国家における根拠としてはあまりにも乱暴かつ自虐的説明といわざるを得ない」としており⁹⁾、さらに、奥谷（2009）においても、②に関して、「死亡時に生前の所得税を清算するということは、過年度の所得に対して遡及的に課税することと変わらない効果があるといえる。そうであれば、租税法律主義（憲法 28 条）の観点からも問題があると考えられる。」として相続税を正当化する根拠としては不十分としている¹⁰⁾。

岩崎（1995）は、「我が国の相続税の課税根拠論においても、いろいろな見解が示されてきたが、戦後において一貫して主張され、かつ最も重視されてきたのは、この富の再分配機能である」としている¹¹⁾。次にこの「富の再分配」についてみていく。武田（1993a）は、「富の再分配とは、本来当該個人の余剰分を拠出することをいうのである。わが国の現状のような自己の住宅を売却しなければ納付できないというようなものは、富の再分配に値しないと考える。」として当時の相続税制度において富の再分配は十分に機能していないと述べており、基礎控除を相当高く設定すべきとしている¹²⁾。また、武田（1993b）は、「富の再分配を目的とするのであれば、むしろこれを目的税として、老人扶養の財源とするなどの措置を採るべきである」とも述べている¹³⁾。水野（2009）は、「相続税は、所得税に比べて本人の努力によるものではなく、単なる偶発的なものであるので、富の再分配をすべきであるということの合理性は高い。」

8) 小池（2003）p76 より引用。

9) 三木（1995）p7 より引用。

10) 奥谷（2009）p258 より引用。

11) 岩崎（1995）p167 より引用。

12) 武田（1993a）p34 より引用。基礎控除に関して、例として 10 億円と大幅に引き上げ、大衆課税を防ぐ旨の提案をしている。

13) 武田（1993b）p8 より引用。

としており、また、少子高齢化という現代社会の問題より「勤労者も相続人も減少しつつあり、相続する財産の価値が個人の労働生産性による資産蓄積を上回ることが予測される状況においては、資産再分配の正当性は益々強くなる。」、「消費されないフローとしての所得は、ストックである資産として蓄積するので、相続税による再分配は益々重要になると思われる」として富の再分配の重要性を指摘している¹⁴⁾。

富の再分配以外の論点として、所得税の補完税という考え方もある。橋本(1988)は、「所得税では、十分に所得に対して課税していない。というのは、キャピタル・ゲイン等もそうではありますが、その結果資産が蓄積しておれば、それに課税をする」べき旨を述べ、所得税の補完税としての性質を挙げそれを課税の根拠の一つとしている¹⁵⁾。

次に、平成12年7月における税調答申「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」における相続税の課税根拠を確認することとする。57年答申より40年以上も経過しているにも関わらず、ほぼ同じような内容となっており、①「遺産取得による担税力」、②「富の再分配」、③「生前所得の清算課税」、④「老親扶養の社会化」の4点が挙げられる。具体的には以下の通りである¹⁶⁾。

①「相続税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。」

②「その際、累進税率を採用することにより富の再分配を図るという役割を果たしています。」

③「また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に

14) 水野(2009) p613より引用。

15) 橋本(1988) p9より引用。所得課税との関連は本章第4節参照。

16) 税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(2000)より引用。

基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。」

④「さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引き継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。」

ここで、③、④の考え方は「遺産税方式」、①は「遺産取得課税方式」に繋がるものと思われる。この答申の見解として、渋谷（2008a）は、①の「遺産取得による担税力」が日本では最も重視されているとした上で、「この考え方による場合、所得税と相続税との関係が問題となる。理論上は、包括的所得概念においては、相続・贈与による財産の取得も所得であると考えられる。」として①を強調するならば所得税の分離課税で相続税をとらえなければならないとしている¹⁷⁾。また、近年の平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」において、「今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。」としており、「老親扶養の社会化」に対する相続税の議論も注目されてきている。水野（2009）によれば、少子高齢化のもとでは、老後扶養や介護が社会全体で行われているため社会保障のために相続税を引き上げることが適当である旨を述べている¹⁸⁾。また、野口（2002）は、「社会保障制度とは、退職後の人々の扶養を、家族単位で行うのではなく、社会全体で行う仕組みである。こうした社会においては、扶養の対価である親世代からの資産の移転も、社会化すべきであろう。つまり相続は家族単位で行うのではなく、社会全体で行うべきである。」として、相続税を社会保障給付を賄う事ができる重要な財源

17) 渋谷（2008a）p23より引用。所得課税との関連は本章第4節参照。

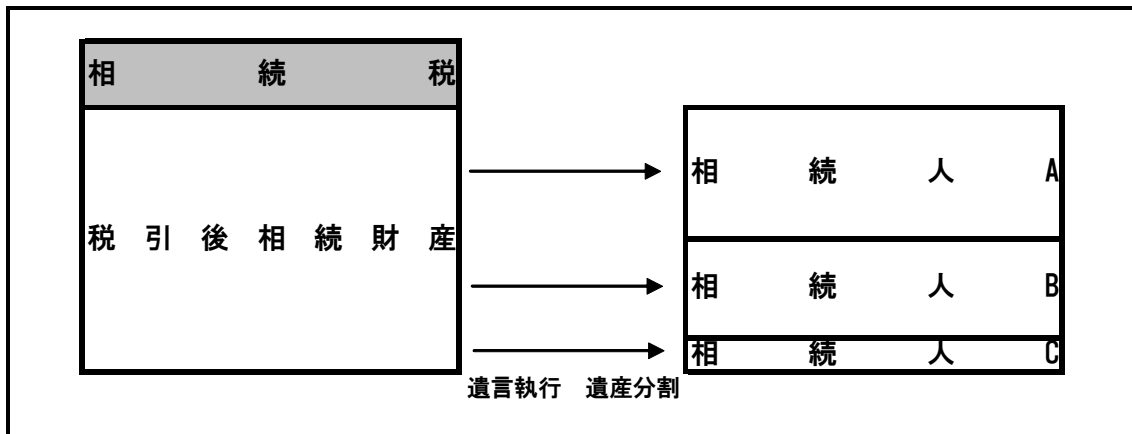
18) 水野（2009）p613参照。

にするべきである旨を述べている¹⁹⁾。梅原（2003）は、「相続税を社会保障制度の応益税として位置づけるならば、社会保障給付（とくに年金受給額）と相続税をリンクさせ、給付額が多いほど相続税を重くすることが必要となろう（この場合は相続税は被相続人に対する遺産税となる。）」としている²⁰⁾。

第2節 相続税の課税方式

1 遺産課税方式

遺産課税方式は、相続の開始があった場合に、被相続人の死亡の時ににおけるその遺産額を課税標準として課税する方式であり、相続人の数や遺産の分割には関係がなく税額を決定する方式である。主要外国においては、アメリカ、イギリス等においてこの課税方式が採用されている。考え方として、「人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきである」とされている²¹⁾。



出所：税務大学校講本『相続税法（基礎編）－平成20年版－』より作成。

図 1-1 遺産課税方式の概念図

19) 野口（2002）p45 より引用。

20) 梅原（2003）p18 より引用。

21) 金子（2009）p465 より引用。

特徴として、遺産課税方式は、「財産税」としての性質を持っており、相続を機会に租税負担の清算を行うという「清算説」をとっているのが根拠とされる²²⁾。また、佐藤（2002）は、「人の一生を通じて租税負担を清算するという役割」が期待されるものとしており、租税負担の清算という観点からは、「現在では、資産形成は所得税支払後の所得からなされるのが原則であるため、正直な納税者に対する二重課税になるという批判もある。」と指摘している²³⁾。

遺産課税方式の長所として以下が挙げられる。

- ① 生涯所得の清算という課税根拠に適している。
- ② 分割不可能な財産がある場合には、適合する。
- ③ 遺産分割を原因とする課税漏れが生じない。
- ④ 税務行政の執行が容易。

遺産課税方式の短所として以下が挙げられる。

- ① 相続人の担税力に見合った課税ができない。
- ② 富の分割促進の効果が期待できない。
- ③ 遺産として残すか消費するかによる消費税との税負担の差異。
- ④ 死者には負担能力はないので累進税率を根拠づけることが困難²⁴⁾。

佐藤（2002）は、短所①に関して、「遺産を取得する者の担税力が無視されることになる点では不公平であるともいわれるが、…（中略）…遺産税と併存する所得税の仕組みいかに関わる問題と捉える方が正確であるように思われる。」として包括的所得税との兼ね合いにより解消されるとしている²⁵⁾。石澤・三木（1995）は、短所③に関して、「相続税と消費税という全く別の租税制

22) 松沢（1995）p51 参照。

23) 佐藤（2002）p61 参照。

24) 三木（1995）p8 参照。

25) 佐藤（2002）p62 より引用。

度を同一の次元で語ることはできない」としている²⁶⁾。三木（1995）は遺産税を合理化する理論的根拠として、「強いて求めるなら、徴税上の便宜にすぎない。」としている²⁷⁾が、この点に関して渋谷（2008）は、「遺産税の長所とされる徴税上の便宜という点は、決して軽視できない。」としている²⁸⁾。佐藤（2002）は、遺産税方式の採用理由として、所得税・消費税とは異なり、資産に対してはあまり課税されていない現状を指摘したうえで、「相続税を一世代に一回課税される「財産保有税」として構成することは、国税レベルで資産の保有にも応分の負担を求めるという意味で意義が大きい」としている。また、相続税の役割を富の再分配ではなく富の集中排除と考えるならば、相続財産の一部を国に移転する税制が最も適しており、さらに、国民感情に考慮を払うならば制度設計が自由にできる財産税の体系の方が望ましいと指摘している²⁹⁾。しかし、三木（1995）は、「市場を整備し、市場を通じての経済的利得の一部を「租税」として提供させ、国民の所有権を保護している租税国家における「租税」には、財産元本に対する侵害であってはならないという本質的制約があり、この点で没収と区別しうる」と説明して、被相続人の「財産」そのものに課税するという遺産税方式における前提にはかなり無理があるとしている³⁰⁾。

2 遺産取得課税方式

遺産取得課税方式は、被相続人の遺産額に関係なく、相続の開始により相続人その他の者が相続または遺贈により取得した財産の価額を課税標準として課税する方式あり、各相続人が現実取得した財産の大きさに応じて各相続人ごとに税額が決定される方式である。主要外国においては、フランス、ドイツ等においてこの方式が採用されている。目的は、「偶然の理由による富の増加を

26) 石澤・三木（1995）p18より引用。

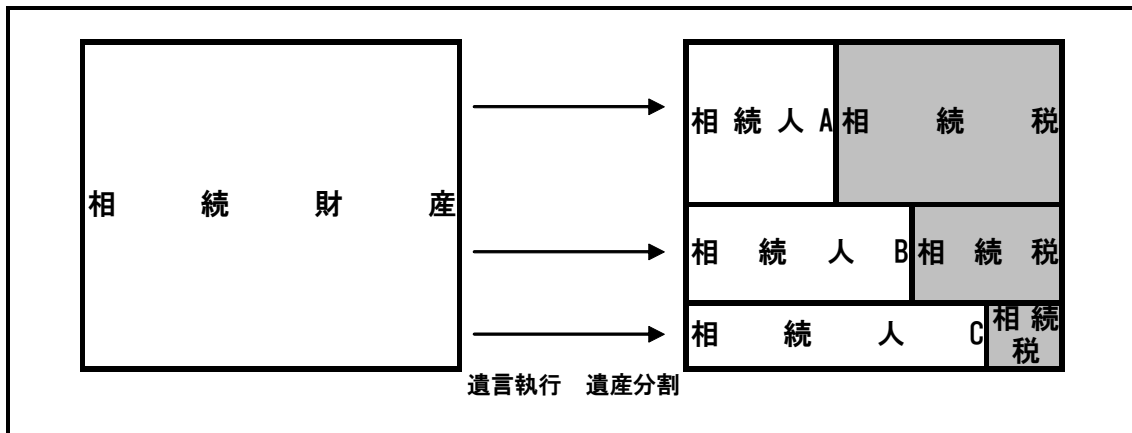
27) 三木（1995）p9より引用。

28) 渋谷（2008a）p24より引用。

29) 佐藤（2002）pp.74-75より引用。

30) 三木（1995）p8より引用。

抑制すること」とされており、実質的には「所得税の補完税である」とされる³¹⁾。



出所：税務大学校講本『相続税法（基礎編）－平成20年版－』より作成。

図 1-2 遺産取得課税方式の概念図

特徴として、遺産取得課税方式は、「所得税の補完税（back stop）³²⁾」としての性質を有するとされ、相続の形で行われる財産の偶然の移転による不労所得に対する特殊な形態の所得税という「不労所得説」が根拠とされる³³⁾。

遺産取得課税方式の長所として以下が挙げられる。

- ① 担税力に見合った課税ができ応能原則が貫かれる。
- ② 分割の促進が図れる。（富の再分配が行われやすい。）
- ③ 家督相続制度が無くなり、現行の民法の規定に合致する。

遺産取得課税方式の短所として以下が挙げられる。

- ① 仮装分割といった税逃れの横行。

31) 金子（2009）p465 より引用。

32) 所得税の補完税（back stop）に関して、水野（2009）は、所得税における利子、配当、譲渡益といった資産性所得は担税力が高いと思われているにも関わらず低率の分離課税が行われており、相続税を所得税の補完税としての意義を有するものとしている。

33) 松沢（1995）p51 参照。

- ② 実務上煩雑。
- ③ 分割困難な財産がある場合には税負担が重くなる。

佐藤（2002）は、長所①に関して、「所得税から切り離された遺産取得税では担税力の考慮は比較的ラフにしか行えず、しかも、所得税課税済所得の蓄積である相続財産に対してさらに所得税を課することは二重課税であるという批判が存在する。」としているが、二重課税の問題に関しては、遺産課税方式と同様に所得税の構造上の問題として捉える方が正確であるとしている。長所②に関しても、「相続財産分割による分配は同じ資産所有者階層間の分配に止まることが多く、社会的な富の再分配を促進する効果は乏しい」として指摘している³⁴⁾。また、長所②に関して、渋谷（2008a）は、「遺産取得税が、遺産の分割を促進するといっても、それは親族内での分割を促進するだけであり、資産家から貧しい者への富の移転をもたらすわけではない。」として分割促進が直接富の再分配に繋がらない旨を述べている³⁵⁾。さらに、岩崎（1995）は「遺産取得税は、確かに富の再配分ないし集中排除の効果をもたらされると解するが、しかし、それは同一階層内の再配分、換言すれば有資産階層内の再配分を促進するという意味であって、有資産者から無資産者への再配分には直結しない。」としている³⁶⁾。首藤（1999）は、相続税の目的を「遺産を残したいとする被相続人の願望等と人生の初期条件は同一であるべきとの正義の観念との調整によって生み出される、「社会的許容限度内での人生の初期条件の公平化」という目的に正当性（租税の根拠）を有する租税」としたうえで、この目的を達成するには、遺産取得税体系が優れているとしている³⁷⁾。また、三木（1995）においても、「相続税の課税根拠は相続人が相続により新たな経済的価値を取得することに求められるべきであり、新たに取得した価値の一部を還元するもので

34) 佐藤（2002）p62より引用。

35) 渋谷（2008a）p24より引用。

36) 岩崎（1995）p170より引用。

37) 首藤（1999）p23より引用。

ある限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しない」として遺産取得税方式の方が正当性があるとしている³⁸⁾。

このように、課税方式については様々な見解があるが、どちらの方式も一長一短で1つの見解のみで推し進めるのは難しいと思われる。現況において、諸論稿の多くは遺産取得税方式の純化といった方向での議論が目立つように思われる。しかし、私的な意見としては、少子化といった現在の状況に鑑みれば、分割の促進は期待できないと思われ、徴税上の便宜といった点も決して軽視できないように思われる。また、近年における老親扶養の社会化といった議論にも正当性があるものと思われ、当然理論上の弊害は多々あるが遺産税方式の採用も捨て難いように思われる。今後の相続税の改革として、まずは、相続税における課税根拠の問い直しが今後の重要な課題になると思われる。

第3節 法定相続分課税方式による遺産取得課税方式

わが国における現行相続税制度の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」は、遺産取得課税方式を制度的な基本前提としながら、これに法定相続分課税による遺産税方式を加味した制度となっている。よって、相続税の総額の決定は実際の遺産分割とは関係なく、課税遺産総額と法定相続人により決定されることとなる。具体的な計算手順は、以下のとおりである。

(step1) 課税価格の合計額³⁹⁾ = 本来の相続財産 + みなし相続財産 - 非課税財産 - 負担した債務・葬式費用⁴⁰⁾ + 相続開始前3年以内贈与財産⁴¹⁾

(step2) 課税遺産額 = 課税価格の合計額 - 相続税の基礎控除⁴²⁾ 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)

38) 三木 (1995) p10 より引用。

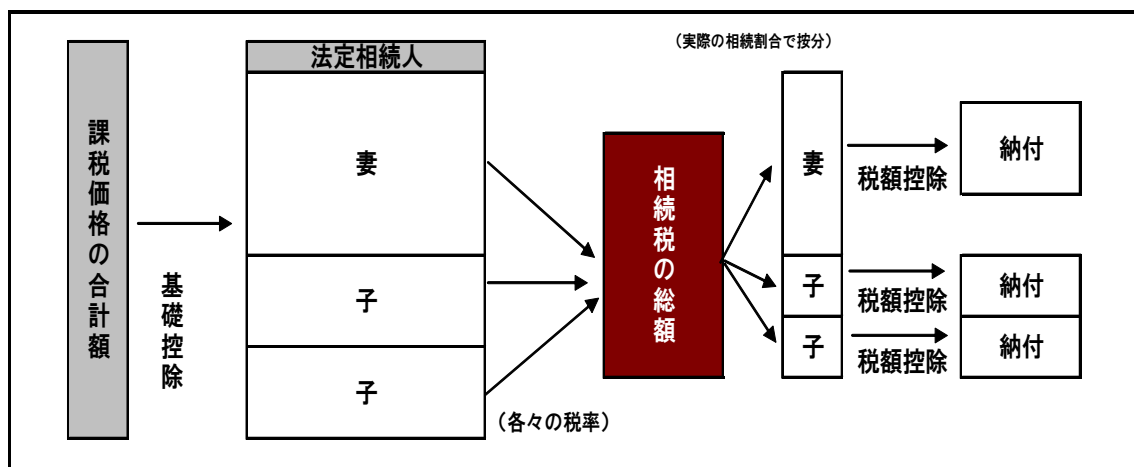
39) 相続税法第11条の2《相続税の課税価格》関係参照。

40) 相続税法第13条《債務控除》関係参照。

41) 相続税法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》関係参照。

42) 相続税法第15条《遺産に係る基礎控除》関係参照。

- (step3) 課税遺産額を法定相続分に分割
- (step4) 分割後法定相続分に対応する各相続税額を合算して相続税の総額を算出⁴³⁾
- (step5) 相続税の総額を各相続人における実際の相続割合で按分⁴⁴⁾
- (step6) 各人の算出税額から各種の税額控除を控除し、各人の納付すべき税額を算出⁴⁵⁾。ただし、被相続人の一親等の血族又は配偶者でない納税義務者については、相続税額が2割加算となる⁴⁶⁾



出所：税務大学校講本 『相続税法（基礎編）－平成20年度版－』より作成。

図 1-3 現行制度における相続税額の計算手順

次に、現行課税方式（法定相続分課税方式）に改められた趣旨として、57年答申で改正前の相続税の欠陥として、以下の点を挙げている⁴⁷⁾。

- ① 「必ずしも分割の慣習がまだ熟しておらず、相続財産の性質によっては、遺

43) 相続税法 第16条《相続税の総額》関係 参照。

44) 相続税法 第17条《各相続人等の相続税額》関係 参照。

45) 相続税法 第19条の2《配偶者に対する相続税額の軽減》関係、第19条の3《未成年者控除》関係、第19条の4《障害者控除》関係 参照。

46) 相続税法 第18条《相続税額の加算》関係 参照。

47) 「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」（1957）より引用。

産の分割相続の観念が弱く、また、分割相続が行われる場合においても、相続後相当の期間経過後に行われる場合が多い。」

②「税務執行の実際からは遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることからその分割の状況を的確に調査する必要がある、このため時には税務執行の行き過ぎもいわれている。反面、納税者の相続税の申告に当たっても、事実と異なるような申告が行われ、遺産を分割しても未分割として申告し、又は実際の遺産分割の程度を超えるような細分化を仮装し負担がより軽減されるような状態における分割を仮装して申告が行われている。」

と指摘しており、その結果「相続税の負担が法律上の表面的操作により回避でき、税務の執行もそれを適正化することが困難であることは、一般の税務に対する信頼を失い、ひいては納税思想の低下をきたすこととなる。」

③「農業や中小企業の資産その他事実上遺産の分割が困難な資産については、分割することによりその経営維持の困難をきたすため、経済的には、これらの財産については単独又は少数の者によって相続せざるをえない現状である。これに対し、現行の相続制度は、財産の取得者ごとに控除及び税率を定めているため、分割困難なこれらの財産を単独又は少数で相続した場合には、その相続税の負担は相対的に重いものとなる」

渋谷（2008b）は、①に関して、「現在は相続人の権利意識が高まり、遺産分割の慣行は相当に広がっている」、②に関して「課税庁の税務調査の能力は、当時よりも向上していると思われる」、③に関して「新たに導入が予定されている事業承継税制により対応されることとなる。」としており、今日においては、当時の理由付けは当てはまらないとしている⁴⁸⁾。また、石澤・三木（1995）も、①に関して「今日の相続は「争続」と言われることがある程相続人間の利害が対立し、分割の慣習が「確立」している。むしろ57年答申が前提とした牧歌的な共同相続人関係は今日ではほとんど期待できないと言ってよい」としており、さらに、③に関しても「単独相続の負担が相対的に重くなるのは不合理ではなく、むしろ公平であるという当然のことを指摘しなければならない」

48) 渋谷（2008b）p94より引用。

と指摘して⁴⁹⁾。この③の点に関して、金子（1987）においても、「均分相続をした場合よりも、一人の子供が全財産を相続した場合のほうが税負担の総額が大きくなることは、累進相続税の趣旨にかんがみると当然のことである。…（中略）…等しい状況にある人々の間の負担の公平は、純粋な遺産取得税体系の下でのみ維持されるのである。」としている⁵⁰⁾。また、宮島（1986）によれば、③の理由が当時においては特に重要としており、「累進税率下における実際の相続人の負担軽減要請が重要だった」としている⁵¹⁾。

「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」は、遺産税方式と遺産取得税方式という全く異なる性質の課税方式の折衷的制度となるため様々な不合理が生じることとなる。ここで、その問題点についても確認することとする。岩崎（1995）は、法定相続人が多いほど基礎控除が増える為、実際に受けた相続分が大きい程その負担軽減効果は大きいこととなる為、担税力に応じた課税となっていない点を指摘したうえで、「近時の子供の出生数の減少に鑑みれば、基礎控除額の計算を民法上の法定相続人の数及び相続分を基礎に行うのであれば、むしろ富の再分配の促進は達成され難い状況が生じつつある」としている。また、小規模宅地の負担軽減措置に関する事業用宅地の優遇等といった租税特別措置法における優遇措置において事業者と非事業者との間で生ずる租税負担の格差についても指摘している⁵²⁾。石澤・三木（1995）は、現行方式においては、遺産分割後、新たな遺産が発見された場合には、遺産額の総額が変わるため、その遺産を取得しない相続人の税負担も上昇する「財産の事後移動」に関する問題を指摘した上で、「特に相続人間が親しくないときは、その傾向が著しい」としている。また、「連帯納付義務」に関しても、相続人同士の強い連帯関係を背景にした「遺産税方式」に基づくものであるとしたうえで、「相続人相互の連帯を欠いている相続人に負わせるのは、やはり不合理と言わざるを

49) 石澤・三木（1995）p22より引用。

50) 金子（1987）pp.166-167より引用。

51) 宮島（1986）p135より引用。

52) 岩崎（1995）pp.169-170より引用。

得ない。」としている⁵³⁾。富岡（1983）は、純粹遺産取得税方式であれば「不当な富の集中」を防ぐことが可能であるとしているが、法定相続分課税方式を導入してしまったために、「相続税の総額の決定は実際の遺産分割とは関係なくしてしまったため、富の分散効果は減殺される」としている。また、法定相続人の数により相続税の総額が決定される為、「養子縁組をし養子に相続税を放棄せしめるか、少しだけの遺産を取得せしめることなどを手段として相続税の負担を大幅に軽減する工夫などの介入する余地が存することになってしまっている」としている⁵⁴⁾。小池（2003）は、「現行方式の下では、相続人の取得財産価格が1億円であっても、遺産の総額が5億円の場合と10億円の場合とでは負担税額がまったく異なるし、遺産の総額が同じであっても法定相続人の数によって、実効税率に違いが生じる」としており、現行方式では、水平的公平が維持されていないと述べている⁵⁵⁾。この点に関して、三木（2008）を参考にして、数値例により確認する⁵⁶⁾。まず、以下の3点のケースがあると仮定する。

CASE1 遺産額10億円を、他の相続人に遠慮して1億円のみ相続⁵⁷⁾

CASE2 遺産額3億円を3人で均等に相続

CASE3 遺産額1億円を1人で相続

それぞれのケースにおいて同じ1億円の相続であるため、遺産取得税の考え方であるならば同じ税負担となるのが当然であるが、法定相続分課税方式の採用のため税負担が異なることとなる。結果は表1-1のとおりである。同じ1億円の相続であるのに、他の相続人に遠慮したCASE1の税負担額が一番大きく

53) 石澤・三木（1995）p23より引用。

54) 富岡（1983）p17より引用。

55) 小池（2003）p78より引用。

56) 三木（2008）p38参照。

57) 「他の相続人に遠慮して」の表現は三木（2008）より引用しており、他の相続人に遠慮したにも関わらず税負担が一番高くなることを意図するものである。

なり、CASE1 と CASE2 では、1,690 万円、さらに CASE3 とでは 2,990 万円も税負担額が変わることとなる。これは、課税遺産額の違いにより適用税率区分が変わるため税負担額が乖離する結果となっている。

表 1-1 現行方式適用による税負担の差異

	課税遺産額	基礎控除後	法定分割	適用税率	合計税額	分割	税負担額
CASE1	10億円	9.2億円	3億666万円	50%	3億1,900万円	1億円/10億円	3,190万円
CASE2	3億円	2.2億円	7,333万円	30%	4,500万円	1億円/3億円	1,500万円
CASE3	1億円	0.2億円	666万円	10%	200万円	1億円/1億円	200万円

備考) 1. 計算は平成 21 年度相続税法に従う。

2. 法定相続人は配偶者は考慮せず子 3 人として基礎控除額は 8,000 万円としている。

この点に関して、三木（2008）は、「「遺産税」的要素を入れていることについて、私は「争続」税・「争族」税とか言われている現代相続の実体に適合していないし、相続税の本質から見ても不合理である」として純粋遺産取得税方式への切り替えを提唱している⁵⁸⁾。このように現在の「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」は様々な問題点を抱えており、この方式に切り替わって 50 年以上も経過するに至っている。当然、当時の状況と現在の状況とではかなりかけ離れており、相続税制度は疲弊を起こしているのではないかと思われる。

第 4 節 所得課税との関連

今日の所得課税の捉え方としては、一般的に包括的所得概念の考え方が有力とされる。包括的所得概念は、シャンツ・ヘイグ・サイモンズにより定義され、課税所得を二時点間における経済力の増加と捉えられる。包括的所得概念によれば、贈与や相続による財産の取得も所得として捉えられる。菊谷（2008）は、

58) 三木（2008）p38 より引用。

「純財産増加税」⁵⁹⁾あるいは「包括的所得概念」(comprehensive income concept)によれば、規則的・反復的収入ばかりではなく、無償による財産の譲受け等の臨時的・非反復的収入も所得を構成する税源として、課税対象となる。自由に処分できる純財産の増加分(包括的所得)には、規則的・臨時的であるか、反復的・非反復的であるかを問わず、独立した納税義務者にとって「担税力」があるものとして取り扱われる。」として、包括的所得概念においては、相続等により臨時的に取得した相続財産は、所得税法 36 条が規定する「収入すべき金額」とみなすべきで、現行所得税法における 10 種類の所得分類に「相続所得」も追加されてもよいものとしている⁶⁰⁾。しかし、藤田(1994)は、「生活共同体である世帯内における資産移転が、赤の他人からからの偶発的な贈与の場合と同様に担税力を増大させるという想定には、どうみても無理がある」として、こういった課税方式が国民によって支持されないと述べている。さらに、所得税の課税ベースの算入に関して、政治的に支持されない理由として、「子供をとばして孫に相続させることによって、遺産への課税回数を減らす租税回避手法が利用されやすい」といった問題点も指摘している⁶¹⁾。

ここで、シャンツ・ヘイグ・サイモンズ概念を厳格に取り入れたカナダのカーター報告書においては、遺産や贈与も課税ベースに含めるよう勧告している。そこで、そのカーター報告書を参考として所得課税との関連を確認していくこととする。カーター報告書「王立税制委員会報告書」(Report of the Royal Commission on Taxation)においては、水平的公平、垂直的公平といった課税の公平を最重要課題としており、課税の公平を達成する為には能力説に基づいた所

59) 「純財産増加説」は Georg Schanz (1986) が詳しい。

60) 菊谷 (2008) pp.10-11 より引用。

所得税法第 36 条《収入金額》

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

61) 藤田 (1994) p17 より引用。

得課税体系によることが望ましいと考えられている。その最重要課題である課税の公平を達成するために包括的所得税を提唱し、重視している⁶²⁾。勧告の特徴としては、能力説による課税を前提として、課税ベース包括化、個人所得税と法人所得税の完全統合を目指すものである。課税ベースの包括化として、非課税項目であった、キャピタル・ゲイン、法人留保利益、贈与と相続、政府の移転支払、従業員へのFRINGE・ベネフィットといった5つを所得源泉として示している。贈与と相続に関しては、①贈与及び相続は所得として算入⁶³⁾、②贈与税及び遺産税の廃止⁶⁴⁾を目指している。これに対して Good,R.(1977)は、死亡による資産移転に関しては、所得税よりも移転税として高い税率で課税するほうが一般的には受け入れられるとして別建課税に賛成している⁶⁵⁾。また、課税単位に関しては、家族単位課税を原則とし、家族の経済力の増加に対して累進税率で課税することを要求している⁶⁶⁾。

わが国における現行税制においては、所得税と相続税とは別建課税とされているが、その根拠として、金子(1987)は、「大規模な相続財産には重く重課し、小規模な相続財産には軽く課税するため」としており、具体的には、「所得税の対象とすると、それは一時所得に該当するから、二分の一課税が適用され、大規模な相続財産に対する税負担が著しく軽減されて(最高税率は所得税の最高税率のちょうど2分の1となる)、巨大な富の集中を排除するという、

62) 支出税を提唱し公平と効率のトレード・オフにおいて効率を重要視したミード報告とは対照的である。宮島(1986)によれば、遺産税と支出税との関連において、支出税のメカニズム、租税回避の防止、富の再分配政策、別建資産移転税との関係等、様々な要因が絡んでくるため容易には確立されないとしている。また、包括的所得税の場合においては、貯蓄と貯蓄収益とに課税するため、資産移転に関する課税の重要性は、支出税と比較すると小さいと述べられている。宮島(1986) p15、p45を参照。

63) 所得として算入したうえで、他の所得と同一の税率で課税することとしている。また、贈与に関しては、税務行政上の煩雑さを回避するために一定の免税点を設けることを指摘している。

64) キャピタル・ゲイン課税をする以上は廃止すべきとしている。

65) Good,R.(1977) pp.19-20 参照。

66) 夫婦間においては、問題はないとされるが、親子間に関しては租税負担能力を有するものとされる。

相続税の本体の目的が達成されなくなる」、「小規模の相続財産に対して不当に重い税負担が課され、場合によってはきわめて酷な結果となる。」という 2 点を挙げている⁶⁷⁾。また、三木（1995）においても、「巨額の不労所得が軽課され、少額利得も課税対象になるという欠点があり、これらを調整しようとすると所得税法の一層の複雑化を招く」として別建課税には賛成している⁶⁸⁾。別見解として、小池（2003）は、「相続による財産の取得は、被相続人の財産の親族内の分配であり、所得課税の対象になる財産の増加とはその性格はやや異なる。したがって、相続による財産的利益には、所得税ではなく、税目を異にした相続税を課することは一向に差し支えない。」としている⁶⁹⁾。首藤（1999）は、相続税を通常の譲渡所得として処理することも可能であるが、相続税を人生の初期条件における大きな不平等の是正といった目的での課税として、相続税が通常の譲渡所得と異なる体系となっていると述べている⁷⁰⁾。しかし、岩崎（1995）は、「所得税制としては分類所得税的な体系をとり、他の所得と分離して、「相続所得」にふさわしい税額計算方式により、他の所得とは異なる控除、税率の下に所得税を検討されるべき」として、その欠点を緩和することができるとしている⁷¹⁾。

また、相続税と所得税の二重課税を排除するための措置として所得税法 9 条において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」は非課税所得

67) 金子（1987）pp.168-169 より引用。

68) 三木（1995）p17 より引用。

69) 小池（2003）p78 より引用。

70) 首藤（1999）p19 参照。

71) 岩崎（1995）p179 より引用。

とされている⁷²⁾。この非課税所得とされている点に関して、野口（1994）は、「相続税が所得税の一部であるとする考えに立脚するものであろう。なぜなら…（中略）…所得税とは独立の相続税を考えるならば、そもそも二重課税という問題は起こりえないからである。」としている⁷³⁾。また、この点に関して、岩田（1999）は、相続税を所得税の一部であるとするならば、相続税負担後の財産に対するその相続後に発生する所得に対して所得税を課すならば、それも二重課税になるという点を指摘しており注意が必要である⁷⁴⁾。

次に、相続財産に対する未実現のキャピタル・ゲインに関して確認していくこととする。包括的所得概念によれば未実現のキャピタルゲインも所得として構成し、相続により資産の移転があった時点でそれまでの値上がり益を清算しなければならない。また、シャープ勧告においては、相続に対する課税のなかに、相続財産に発生する未実現のキャピタル・ゲインに対する譲渡所得課税と本来の相続税としての課税という二つの課税要素が存在しているとされている。カーター報告書によれば、キャピタル・ゲインも課税ベースに算入する旨が述べられているが、これもシャンツ・ヘイグ・サイモンズ（1938）の概念を厳格に取り入れた結果であると思われる。そこで、シャンツ・ヘイグ・サイモンズ（1938）におけるキャピタル・ゲイン課税に関する提案を確認すると、栗林（2005）は、次の3点に要約されるとしており⁷⁵⁾、相続等による資産移転に関しては、その時における時価で評価することとされている。

① すべての贈与・相続・遺贈は受領者が受け取った年における所得として取

72) 非課税所得の規定は所得税法第9条を参照。

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

十五 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

73) 野口（1994）p122より引用。

74) 岩田（1999）pp.24-25参照。

75) 栗林（2005）p57より引用。

り扱うべきである。

② 贈与・相続・遺贈による資産の移転は、提供者又は死亡者の財産によって、公正な市場価値で見積もり、実現として取り扱うべきである。

③ 贈与・相続・遺贈によって取得した資産の売却によるゲイン又はロスは、移転が行われた時の公正な市場価値に基づいて計算すべきである。

被相続人の取得価格の引継ぎに関しては、岩崎（1995）においても、「相続税を、遺産取得による相続人の担税力の一時的・偶発的増大部分に対する所得課税として位置づける場合には、当該相続財産の価値は、取得時の時価（売買可能価格ないし取引価格）で評価すべき」として相続時に未実現のキャピタル・ゲインを清算すべきとしている⁷⁶⁾。しかし、藤田（1992）は、現実の税制においては、実現されるまでキャピタル・ゲインに関しては原則課税されないとしている。その理由としては、次の3点を挙げている⁷⁷⁾。

① 未実現利益はしばしば客観的な評価がむずかしい。

② 現金収入がない状況のもとでの課税は、納税上の困難を生じる場合があり、ときには納税のための資産処分を余儀なくされる。

③ 株式等その価格がしばしば循環的に変動する資産については、未実現の利得と損失とが反復的に発生するから、毎年未実現のゲインを課税ベースに参入し、未実現のロスを課税ベースから控除するやり方は、税務行政をきわめて煩雑にする。

また、野口（1994）は、「譲渡益課税で親の取得価格を引き継いだのは親の未実現キャピタル・ゲインの清算を行うためであり、これと相続税（遺産取得税）は別だからである」ともしている⁷⁸⁾。ここで、未実現のキャピタル・ゲイン課税は包括的所得概念に構成されるものとしたうえで、奥谷（2009）は、「遺産税方式は被相続人が生前に課されなかった未実現の譲渡所得を補完する機能が

76) 岩崎（1995）p176より引用。

77) 藤田（1992）p22より引用。

78) 野口（1994）p131より引用。

ある」としており、包括的所得概念によって相続税を正当化することは、遺産税方式の根拠となりうるとしている⁷⁹⁾。また、課税根拠論でもみてきたが、相続税を所得税の課税漏れ部分の清算と位置づけるならば、これは被相続人に対する所得税の補完と考えられ、遺産税方式に対応するものとされる。ここで、所得課税と遺産課税方式との関連に関して、岩崎（1995）は、「所得税は反復的・継続的に生ずる利得を対象とする租税として位置づけ、これに対して、一時的・偶発的・恩恵的利得については、当該利得者の死亡時に相続税により一括して課税するという制度に改め、所得税と相続税とを合わせて一体の所得課税として統合」するとして「所得税制を大転換して、制限的所得概念に基づく制度に再構築するとすれば、相続税制としては、遺産税方式がふさわしい」としている⁸⁰⁾。また、佐藤（2002）は、遺産税方式を採用した場合において、財産税たる遺産税が課された上に、遺産取得者にさらに所得税を課すべきではないかという疑問を提示した上で、消費単位主義の所得税をベースに考えて、「親と成熟子は外部から価値が流入した場合は所得計算の単位として別々の存在であるが、その内部において資産を相続・贈与する場合については、その多くが所得の移転と考えられず、したがって非課税であるとする」という根拠により、遺産取得者にさらに所得税が課されない根拠を述べている⁸¹⁾。

このように包括的所得概念に基づく所得課税との関連においては、遺産取得税方式のみを正当化するものではなく、遺産税方式にもなんらかの関連があるものといえる。また、この考え方を推し進めると、所得税との統合といった相続税廃止論の根拠にもつながると考えられる⁸²⁾ため相続税の正当化根拠としては明確ではないと思われる。

79) 奥谷（2009）p260より引用。

80) 岩崎（1995）p177より引用。

81) 佐藤（2002）p71より引用。

82) 藤田（1994）p17参照。

第2章 現行相続税法における現状と課題

わが国における現行相続税法においては、様々な問題点を内包している。その一つとして、相続税、贈与税の2本建て方式により租税の公平性・中立性の阻害が挙げられる。また、その一つとして、土地に対する優遇が財産における保有形態間で歪みをもたらしているものが挙げられる。本稿におけるこれらの問題点は数ある問題の内の一つであるが、それらに対する今後の課題についても言及することとした。

第1節 相続税・贈与税2本建て方式の問題点と方向性

1 2本建て方式の問題点と相続時精算課税制度

現行税制においては、相続税、贈与税の2本建てで、それぞれ異なった税率表による累進税率の下で税額が算出される。累進税率の採用の下では、同額の移転でも、数回に財産を分けて移転することで税負担の軽減が可能である。高山（1977）は、相続税・贈与税が公平であるためには、「トランスファーの取得者について過去に遡ってその取得の有無を調べ、それが1回でもある場合はそれまでのトランスファーのすべてを累積して課税する必要がある」として、相続、贈与の累積課税により税制度の中立性が確保されるとしている⁸³⁾。また、相続税の累進度よりも贈与税の累進度の方がきついため、相続による財産取得の方が有利であると考えられる事が多く、生前贈与を抑止する効果を有するものとされる。しかし、これは正確ではなく、贈与された財産の運用収益を考慮していない。若齢期に贈与により取得した財産は、それを運用する事による運用収益を得ることができる。林・橋本・林・中井（1989）は、次式により運用収益を加味した贈与税・相続税課税後の財産の現在価値を示している⁸⁴⁾。

$$Ap = \left[\left[\frac{x}{2} 1.05^{a-20} - \left(\frac{x}{2} 1.05^{a-20} - b_1 \right) t_1 \right] 1.05^{45-a} + \left[\frac{x}{2} 1.05^{25} - \left(\frac{x}{2} 1.05^{25} - b_2 \right) t_2 \right] \right] / 1.05^{25}$$

83) 高山（1977）p48より引用。

84) 林（宏）・橋本・林（宜）・中井（1989）p130参照。

前提条件として、現在（子供の年齢が 20 歳の時点） x 円の価値の財産を、子供が α 歳で半額贈与され、残りを親の死亡時（子供の年齢 45 歳）に相続したと仮定する。その場合における税引後の財産額の現在価値が Ap で表されるものとしている。ここで、第 1 項は税引後贈与、第 2 項は税引後相続財産を示している。 b_1 は贈与税の基礎控除、 b_2 は、相続税の基礎控除（子 1 人のみの相続と仮定）、 t_1 は贈与税率、 t_2 は相続税率としている。利率は 5% としており、利子課税は存在しないものとしている。この結果「財産額が大きくなればなるほど財産を分割して生前贈与するほうが有利になる可能性が大きくなる」としており、当時の税制における生前贈与による財産分割のメリットについて指摘している。

そこで、林・橋本・林・中井（1989）を踏襲して、現行税制に当てはめて計算することとする。利率に関しては、日本銀行『主要統計ハンドブック』定期預金平均金利（新規受入、預入金額 300 万円未満、1 年以上 2 年未満）の数値を使うこととした。

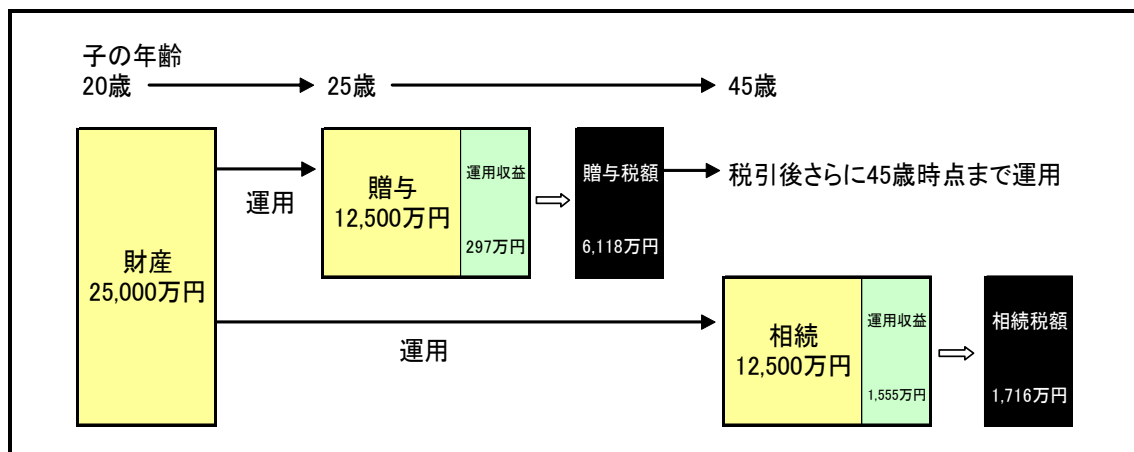


図 2-1 財産分割移転の具体例

例えば贈与及び遺産額が 25,000 万円の財産を親が持っていたとして、子が 25 歳の時点で半分の 12,500 万円の贈与を受けたとする。残りの半分の 12,500 万円は、親の死亡時（仮定上は、子の年齢が 45 歳の時）に受け取るものとする。子が 20 歳時点で 12,500 万円の財産を 25 歳で贈与されるので、20 歳時点から 25

歳時点まで親が運用するとして、12,500 万円の財産価値は 12,797 万円となる。この 12,797 万円に基礎控除 t_1 (110 万円) を適用すると、その控除後の現行税制におけるの贈与税額は 6,118 万円となり、差引 6,679 万円となる。その 6,679 万円をさらに親の死亡時 (子の年齢 45 歳時点) まで運用すると、7,335 万円となり、これが子の年齢が 45 歳時点における贈与税税引後の贈与財産となる。次に残りの半分の 12,500 万円の相続財産に関して、子の年齢が 20 歳時点で 12,500 万円の財産は、親の死亡時 (子の年齢が 45 歳時点) までに 25 年間運用したとすると、14,055 万円となる。この 14,055 万円に基礎控除 b_2 (6,000 万円) を適用すると、その控除後の現行税制における相続税額は、1,716 万円となる。そこで、差引 12,338 万円となり、それが子の年齢 45 歳時点における相続税税引後の相続財産となる。子の年齢が 45 歳時点における贈与財産 7,335 万円と相続財産 12,338 万円を加算してこれを 20 歳時点の現在価値に割り戻すと 17,497 万円となる。このようにして、贈与及び遺産額を 25,000 万円、50,000 万円、75,000 万円、100,000 万円として計算したものが表 2-5 である。ただし死亡前 3 年以内の贈与に関しては、贈与税額控除⁸⁵⁾を考慮して計算するものとする。

85) 贈与税額控除に関しては、相続税法第 19 条参照。

表 2-1 財産分割移転による節税効果（税引財産取得額の現在価値）

（単位：万円）

贈与年齢	贈与 及び 遺産額			
	25,000	50,000	75,000	100,000
20歳	17,503	31,426	44,628	57,128
21歳	17,502	31,425	44,627	57,127
22歳	17,501	31,424	44,626	57,126
23歳	17,500	31,423	44,624	57,124
24歳	17,498	31,421	44,623	57,123
25歳	17,497	31,420	44,622	57,122
26歳	17,496	31,419	44,620	57,120
27歳	17,494	31,417	44,619	57,119
28歳	17,493	31,416	44,618	57,118
29歳	17,492	31,415	44,617	57,117
30歳	17,491	31,414	44,615	57,115
31歳	17,489	31,412	44,614	57,114
32歳	17,488	31,411	44,613	57,113
33歳	17,487	31,410	44,612	57,112
34歳	17,486	31,409	44,610	57,110
35歳	17,484	31,407	44,609	57,109
36歳	17,483	31,406	44,608	57,108
37歳	17,482	31,405	44,607	57,107
38歳	17,481	31,404	44,606	57,106
39歳	17,480	31,403	44,604	57,104
40歳	17,478	31,401	44,603	57,103
41歳	17,477	31,400	44,602	57,102
42歳	18,633	31,852	44,352	56,852
43歳	18,637	31,851	44,351	56,851
44歳	18,642	31,849	44,349	56,849
全額相続	18,646	31,848	44,348	56,848

これは、各贈与年齢において贈与を半額受けた場合による現在価値と財産全額を相続として受けた場合の税引後現在価値を対比させたものである。贈与及び遺産額が 25,000 万円のケースにおいては、どの時点で贈与される場合よりも全額相続により取得するほうが税引後財産を多く残すこととなり有利となる。しかし、50,000 万円となると、死亡前 3 年以内の贈与であれば全額相続よりも現在価値は大きくなり生前贈与の方が有利となる結果となった。さらに、移転資産 75,000 万円以上であれば、どの時点で 1 回の生前贈与を受けたとしても全額相続した場合における税引後割引現在価値よりも大きくなるという結果となり、移転資産の総額の金額は変わるけれども、林・橋本・林・中井（1989）と

ほぼ同じような結果となった。このケースにおいては生前贈与は 1 回のみであるが、分割回数を増やすこと（例えば、現行贈与税の非課税枠 110 万円を 25 年間にわたって贈与を受けたような場合⁸⁶⁾には、運用収益を考慮して約 3,000 万円ほどの財産が無税で移転されることとなる）や相続時精算課税制度の選択により、さらなる節税効果が期待できるものと予測される。

このように、資産の移転が相続によるか、贈与によるかで税負担が異なっているのは相続税、贈与税と 2 本建てでそれぞれ異なった税率表により税額が算出されることに起因するものであり中立的ではないといえる。この問題を解消するためにもシャープ勧告における相続税、贈与税 1 本化の（累積）取得税が見直される時期にきているかもしれない。また、近年、贈与と相続の一体課税である相続時精算課税制度が平成 15 年より導入されることとなった。次に、この一体課税である相続時精算課税制度について確認していく。

まず、贈与の年の 1 月 1 日において、財産を贈与した者が 65 歳以上の親で、財産の贈与を受けた者が 20 歳以上の子（子が亡くなっている場合には 20 歳以上の孫を含む。）である場合が前提条件となり、財産を受けた者は、暦年課税による贈与税に代えて相続時精算課税制度を選択することができる。特別控除額（非課税枠）は 2,500 万円をそれを超える部分に対しては、一律 20 % の税率の適用となる。また、2,500 万円の特別控除額の範囲内であれば何回でも複数年にわたって非課税贈与での対応が可能である。その後、相続時に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価格（贈与時の価格）を加算して相続税額を計算する。その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除する。なお、控除しきれない金額は還付されることとなる。考え方としては、生前贈与をその都度累積課税するのではなく、相続時にまとめて精算して課税するという仕組みである。ただし、この制度の節税上のデメリットとして、相続税の計算は贈与

86) 相続税法第 24 条による《定期金に関する権利の評価》において、ある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする、いわゆる連年贈与については、申告が必要となることには注意が必要である。

時の価額で計算がされるため⁸⁷⁾、その贈与財産の価値が下落してしまったら相続税の納税額が増えてしまう可能性があり、また、過去に受けた贈与財産が相続時に加算されるため、その贈与財産が既に無くなっていれば、納税資金が確保できない可能性も有しているという問題点がある。

		相続時精算課税制度による贈与	暦年贈与制度による贈与
贈与者・受贈者		65歳以上の親から20歳以上の子(養子、代襲相続人含む。)	無制限(親族間のほか、第三者からの贈与含む。)
贈与時	税 額 計 算	(選択した贈与者ごとに贈与された贈与財産の累積価格-非課税額)×20%	(その年に受けた贈与財産の合計額-基礎控除額)×累進税率
	税 率	一律20%	10%~50%(6段階)の累進税率
	非 課 税 額	一生涯において2,500万円の特別控除額を限度として複数年にわたって利用可能	年間110万円の基礎控除を毎年利用可能
	申 告 の 要 否	選択期に申告必要	基礎控除以下の贈与であれば申告不要
相続時	生前贈与加算の取り扱い	特定受贈者に対するすべての贈与について相続財産に加算	被相続人から受けた相続開始前3年以内の贈与額を加算
	贈与税額控除における還付	控除しきれない贈与税相当額については還付される	控除しきれない贈与税については還付されない

表 2-2 相続時精算課税制度と暦年贈与制度との比較

備考) 相続時精算制度の非課税額は、住宅取得資金で一定の要件を満たす場合 1,000 万円の上乗せ(合計 3,500 万円)が可能

ここで、相続時精算課税制度とシャープ勧告における累積取得税との違いについて、累積取得税においては贈与をその都度累積するものであるが、相続時精算課税制度は相続時に一度にまとめて精算して課税する仕組みとなっている。この点に関して、遺産取得課税方式ならともかく、現行の法定相続分課税

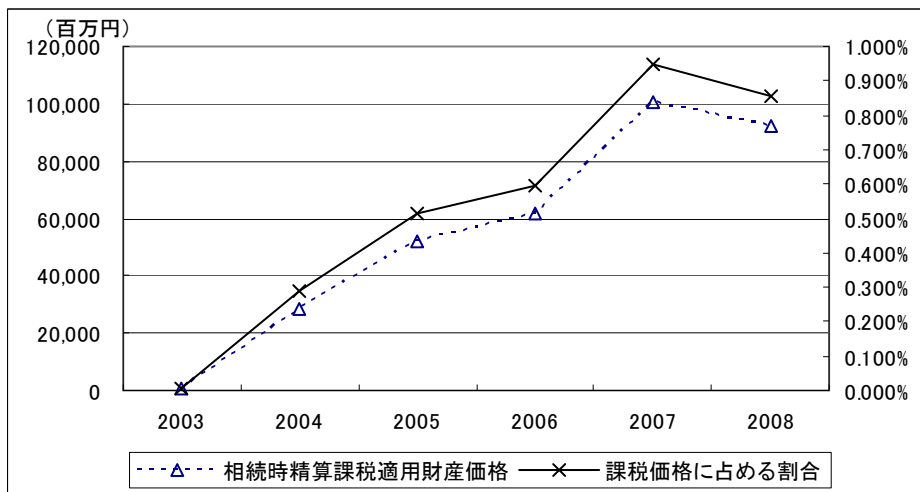
87) 相続税法第 21 条の 15 《相続時精算課税に係る相続税額》

15-2 (相続時精算課税の適用を受ける財産の価額)

法第 21 条の 15 第 1 項の規定により相続税の課税価格に加算される相続時精算課税の適用を受ける財産の価額は、相続開始時における当該財産の状態にかかわらず、当該財産に係る贈与の時ににおける価額によるのであるから留意する。

方式体系の下では相続時まで相続税額が確定できないため、それまでの贈与税額は確定できないこととなり、法定相続分課税方式の採用上はその都度累積の贈与税の導入は厳しいものとなる点には注意が必要であろう⁸⁸⁾。

また、相続時精算課税制度は制度導入以降着実にその適用者が増加していることがわかる。図 2-2 は、国税庁編『国税庁統計年報書』のデータを基に作成した相続時精算課税適用財産価格とそれの課税価格に占める割合の時系列で繋げたものである。制度開始の 2003 年には、適用財産価格が 6 億 6600 万円で、課税価格に占める割合はわずか 0.006 %であったが、徐々に増加していき 2007 年では、1,004 億 6,700 万円でその占める割合は 0.946 %まで上昇するに至った。2008 年では、少し下落はしているものの相続時精算課税制度は今後もその適用者の増加が期待できるであろう。



出所) 国税庁編『国税庁統計年報書』各年版より作成。

図 2-2 相続時精算課税制度適用財産価格の推移

今後の相続税制のあり方としては、公平・中立といった観点からやはり相続税、贈与税の一体課税が望ましいと思われる。しかし、相続、贈与すべての移転を完全に補足するのは難しいと思われ、課題としては納税者番号制度導入等

88) 宮脇 (2008) p492 参照。

の整備が必要であり今後の課題であろうと思われる。

2 相続時精算課税制度とシャープ勧告

相続時精算課税制度はシャープ勧告以来の大改正と位置づけられる⁸⁹⁾。相続時精算課税の原型はシャープ勧告に見ることができる。シャープ勧告における相続税は現在の相続税法の礎であり、本節ではその内容を確認していくこととする。わが国における相続税は、1905年（明治38年）に日露戦争の臨時財源として財源調達に重点を置いてスタートした。しかし、政策目標や相続税の効果というものは、きちんと議論されてこなかった。この時期における相続税の構成は、家督相続の優遇に重点を置いて、被相続人の遺産額を課税標準とする遺産税方式が採用されていた。その後、1945年（昭和20年）の第二次世界大戦敗戦後、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の管理下におかれ、その要請により、カール・シャープ博士を中心とする使節団が1949年（昭和24年）5月に来日するに至る。そこで、同年9月に税制の全面的改革を盛り込んだ「日本税制報告書」、いわゆる「シャープ勧告」が発表されることとなる。相続税に関しては、シャープ勧告により理論的基礎、政策目標が明確に示された。また、勧告前における被相続人の遺産に担税力を見出す従来の遺産税体系を、被相続人の遺産総額に関係なく、相続人が取得した財産価格を基礎とする遺産取得税体系による累積取得税という画期的な相続税の体系を勧告しているものである。

シャープ勧告においては、相続課税の主たる目的として「不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめる」ものとしており⁹⁰⁾、その主たる目的を達成するためには「取得税（累積取得税）」が最も良い租税形態としている。ここで、取得税の定義として「特定の個人の受領する贈与および遺産の総額に応じて課税する累積税である。…中略…即ち、贈与または遺産を受けたときはそれ以前に受領した贈与と遺産の課税総額にそれを加えて現行税率により

89) 平川（2003）p8 参照。

90) シャープ使節団（1949）p102 参照。

この総額に対して税額を算出する。同時に従前の累積総額に対して現行税率で税額を算出し、両税額の差額が今回納付すべき税額となる。」とされている⁹¹⁾。これは、生前における贈与と死後における遺贈により取得する財産を合算してそれに累進課税する方法である。

また、取得税の長所として以下の4点を挙げている⁹²⁾。

- ① 一人で相続する場合と多数で分割して相続する場合とでは担税能力が異なる。取得税によれば一人で相続するよりも多数で相続する場合のほうが税負担が低くなるため、租税負担が各相続人の間で公平に分配される。
- ② 多額の富を有するものは税額が多くなるため、富を広範囲に分割しようとする動機を持つこととなり、取得税の方が広範囲に富を分散することとなる。
- ③ 相続税と贈与税の税率表が一本で済み、税額計算が簡素となり、複雑な計算が少なくなる。
- ④ 取得税によれば、贈与が生前になされようと死後になされようと税負担の総額は変わらない為、中立的である。

次に、税率表に関しては、「経済力の不当な集中を最大限に抑制しようとするならば、相続税の最高税率が所得税の最高税率より高い場合にのみ、その目的は達せられる」として⁹³⁾、現行（当時）の税率表の改正を促した。この最高税率に関しては、金子（1987）においても「相続税が巨大な富の集中排除を目的とする特別所得税であり、しかも所得税の場合のように勤労意欲の阻害というマイナスの経済効果をもたないことにかんがみると、相続税の最高税率は、所得税と住民税の最高税率を合せた税率よりすこし高くてよいと考える。」としている⁹⁴⁾。税率区分は、勧告前には10%から60%までの19段階であったのを、この勧告において25%から90%までの14段階に変更することを要請している。当時のアメリカの連邦遺産税の最高税率においても77%であった

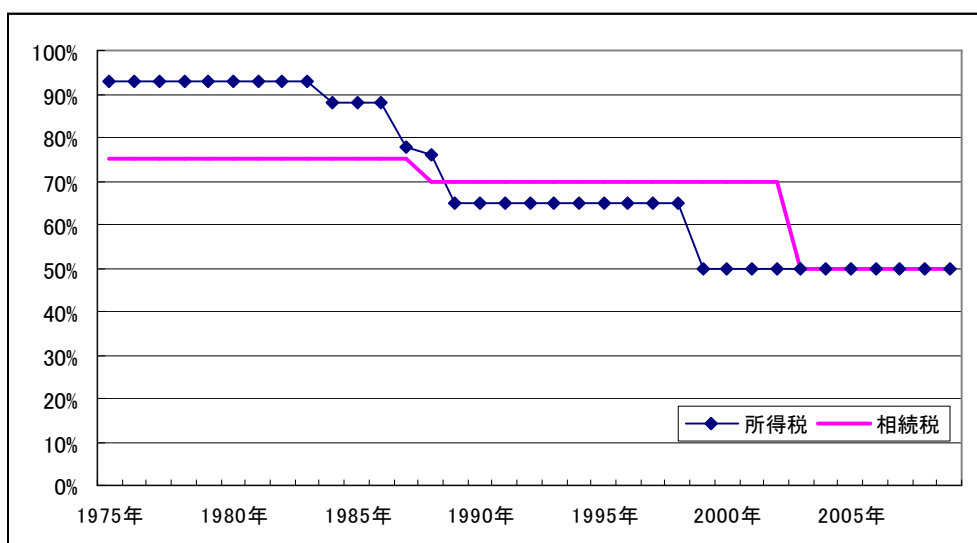
91) シャウプ使節団（1949）p102より引用。

92) シャウプ使節団（1949）pp.102-103参照。

93) シャウプ使節団（1949）p107より引用。

94) 金子（1987）p169より引用。

のに対して、90%という税率は極めて高い水準である。ここで、近年における所得税と相続税の最高税率の推移を確認することとする。図2-1は、1975年から直近の2009年までの所得税、相続税の最高税率の推移である。1975年以降1988年までは、所得税の最高税率の方が高くなっており、1989年で逆転することとなっている。そこから2002年までは相続税の最高税率の方が高くなっているが、2003年以降現状に至るまで同率の50%で推移している。



備考) 所得税に関しては住民税と合わせた最高税率であり、1984年度改正までは賦課制限がある。

図 2-3 所得税と相続税の最高税率の推移

また、最低税率に関しても10%から25%へ上昇することにより、中小資産階層への影響がかなり大きくなったとされている。また、この最低税率の引き上げにより基礎控除等を拡大して行政上の重荷を軽減する（申告数の減少を狙うもの）として課税最低限の引き上げを要請している。

	30歳時点	40歳時点	50歳時点
		贈与 190,000円	相続 330,000円
	贈与 160,000円	X年分贈与	Y年分贈与
			X年分贈与
	合計 160,000円	合計 350,000円	合計 680,000円
基礎控除	△30,000円	△30,000円	△30,000円
特別控除前	130,000円	320,000円	650,000円
税率	0%	25%	35%
特別控除	△130,000円	△20,000円	△0円
	年税額 0円	年税額 75,000円	年税額 227,500円
		△X年税額 0円	△X年税額 0円 △Y年税額 75,000円
	納税額 0円	納税額 75,000円	納税額 152,500円

総累積贈与額(万円) (特別控除前)	15	35	65	115	165	215	315	415	515	715	1015	1515	2515	5015
税率	25%	30%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%

備考) 1. 特別控除は一生を通して15万円まで控除可能。

2. 基礎控除に関しては、毎年1贈与者又は遺言者から受領する贈与又は遺産のうち3万円を控除。

図 2-4 数値例による取得税の構造と税率表

シャープ勧告における取得税の構造について吉岡・兼村・江川（1984）は、図のみで説明している⁹⁵⁾が、図 2-4 はこれを参考として具体的な数値例を使い、

95) 吉岡・兼村・江川（1984）p90 参照。

さらにシャープ勧告における税率表により確認したものである。まず、子の年齢が 30 歳の時点で贈与 160,000 円、40 歳の時点で贈与 190,000 円、さらに、50 歳の時点で相続 330,000 円を受けたものと仮定する。30 歳時点においては、特別控除前で 130,000 円となり、特別控除 150,000 円以下となるためここでは納税は発生しない。40 歳時点においては、特別控除前 320,000 円となり、特別控除額に関しては、150,000 円から過年度における 130,000 円を差し引いた 20,000 円のみとなり、控除後の 300,000 円に累進税率 25 % を乗ずることにより納付額 75,000 円となる。50 歳時点においては、特別控除はすべて使い果たし、650,000 円に累進税率 35 % を乗ずることにより 227,500 円の年税額となるが、過年度における年税額 75,000 円を差し引くことにより実際の納付額は 152,500 円となる。

また、相続による財産取得の期待が大きければ大きい程その課税は低くするものであり、偶発的であるという色彩が強いほど高い税率にすべきとの見解より、親疎の別による区分を設けるように指摘している。具体的な区分は、以下のとおりである。

最低税率…妻、尊属に対する遺産

中間税率…兄弟姉妹、叔父叔母等

重い税率…子供に対する遺産

最高税率…孫その他に対する遺産

この区分は、1 世代に 1 回は課税するという移転回数に対する中立性を確保する仕組みとして活用するために上記のような区分に分けているものとされる⁹⁶⁾。また、1 世代に 1 回以上相続税が課税されないことを保障するために相次相続控除が設けられる。勧告前には相続後 5 年以内であれば控除の規定があったが、勧告においては、10 年に満たない場合には、満 1 年毎に前回の税額の 1/10 づつ控除するといった計算方法に改めるべきとされていた⁹⁷⁾。

他に、子供が自立するまで養育するのに必要な費用に関しては、未亡人や後見人のような子供の養育に責任のある人に対して認められるべきであり、扶養

96) 神野 (1984) p41 参照。

97) 現行の相次相続控除については、相続税法第 20 条を参照。

者控除も設立するとしている。具体的には、基礎控除の他に未成年の子供 1 人につき、18 歳に至るまでの追加控除をするというものであり、例えば 10 歳の子がいるとしたら 8 万円、15 歳であれば 3 万円といった具合である⁹⁸⁾。

さらに、寄付に関して、勧告前においては、非課税限度が比較的少額であったが、非営利的公益団体に対しては無制限の免税にすべきとしている。ただし、相続人が支配する慈善団体の創設等による濫用を防がなければならないことも注意している。

このシャープ勧告における相続税、贈与税における画期的なシステムは昭和 25 年の税制改正によりほぼ全面的に実現することとなる。しかし、昭和 28 年までというわずか 3 年で税務執行上の要請、日本の実情に合わない、として解体されることとなる。実際は、単独相続せざるをえない農家等といった中小資産階層に対する重税に強い反発が示されたことによるものとされている。神野 (1984) は、シャープ相続税制による再分配効果への影響を課税前ジニ係数 (R) と課税後ジニ係数 (Rt) との変化率 (ϕ = 平準化係数) を用いて計測している。結果として、シャープ相続税制により平準化係数は低下し、また、シャープ相続税制崩壊後に顕著な上昇が見られ、「シャープ勧告は、相続税による富の集中抑制を強く意識しながら、皮肉にも実際には富の再分配効果を低下させるような相続税制度を勧告した」と述べている⁹⁹⁾。

次に、シャープ勧告以降の沿革について、相続税の大きな変革期の区分ごとに 4 期に分けて確認していく。第 1 期としてシャープ勧告導入の 1950 年 (昭和 25 年) から法定相続分課税方式による遺産取得課税方式導入前の 1957 年 (昭和 32 年) までを一つの区切りとする。

まず、1950 年に導入されたシャープ相続税制が 1953 年には解体されることとなる。具体的には、累積取得税方式が、財産取得に関する公的記録の維持が困難であるという税務行政上の理由により廃止され、相続税、贈与税の 2 本建ての遺産取得税方式へ転換されることとなる。そこで、相続税、贈与税が独立

98) 現行の未成年者控除に関しては、相続税法第 19 条の 3 を参照。

99) 神野 (1984) p58 より引用。

して課税されることとなり、多額の生前贈与による相続税逃れの防止のために、相続開始前 2 年以内の贈与財産について相続税の課税価格に算入する制度が導入される。また、富裕税や、年長者控除も廃止されるに至ることとなった。最低税率に関しては、25 %、20 %、15 %と徐々に低くなり、1954 年には勧告前と同じ 10 %にまで抑えられることとなった。

このように、第 1 期は、戦後大きな影響を与えたシャープ勧告による相続税制が確立したものの、わが国の実態に適合するように行われた数回の改正により取捨選択されていった時期である。さらに、第 2 期には、課税方式自体が変更され、徐々にシャープ勧告による相続税制が解体されていくこととなる。

次に、第 2 期として、現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税方式導入の 1958 年（昭和 33 年）から抜本的税制改革前の 1988 年（昭和 63 年）までを 2 つ目の区切りとする。

1958 年改正としては、第一に現在まで続いている法定相続分課税方式による遺産取得課税方式の導入が挙げられる¹⁰⁰⁾。この導入に伴い、定額控除と法定相続人比例控除といった基礎控除が創設される。次に、課税価格から控除していた各種控除を税額控除方式に変更することとし、さらに、相続財産に算入すべき贈与財産の範囲を相続開始前 2 年以内から 3 年以内に拡大した。この 1958 年改正以後、わが国は高度経済成長を迎えることとなり、これに合わせて相続税制をその実態に合わせたさらなる修正が加えられていくものとなる。

その後 1966 年度の改正で、夫婦間における財産形成については、「夫婦の協力により形成されたものであるという認識が強くなり」¹⁰¹⁾、限度額 200 万円として配偶者控除が創設されることとなる。また、1958 年以後徐々に引き上げられていた基礎控除に関しても、この改正で、定額控除は 250 万円から 400 万

100) 改正の根拠等に関しては、第 1 章参照。この時期は長子相続が根強く残っており、長子 1 人で相続しても、相続人が均等相続しても相続税負担が均等になるようにと、遺産分割の状況により税負担が大きく異なることを防ぐため、法定相続分課税方式を加味したものとされる。また、57 年答申においては、シャープ税制における相続税負担が重過ぎることも指摘されている。

101) 政府税制調査会（1968）p163 より引用。

円へ、法定相続人比例控除は一人当たり 50 万円から 80 万円へと大幅に引き上げられることとなった。これは、経済成長により、死亡件数に対する課税件数の増加に起因するものと考えられる。1968 年の政府税制調査会長期答申においての「中小財産階層に課税しない配慮と、ゆとりのある家計の育成に障害とならない配慮」を強調した¹⁰²⁾結果での課税最低限の引き上げである。この課税最低限の引き上げにより、死亡件数に対する相続税課税件数の割合は 1.9 % から 1.4 % へ減少することとなる。

ここまで、1960 年代以降の高度経済成長による土地価格の上昇や資産蓄積の増大等により、度重なる課税最低限の引き上げが行われてきた。しかし、1970 年代に入ってくると、その程度の引き上げでは間に合わなくなってくる。実際に 1966 年に 1.4 % であった課税件数の割合は 1973 年には 4.2 % へと上昇する結果となった。そこで、1975 年度の改正では、定額控除 2,000 万円、法定相続人比例控除 1 人当たり 400 万円と一気に課税最低限を引き上げる形となった。また、配偶者の負担軽減措置の拡張として、既存の配偶者控除を吸収し、遺産の 1/3 又は 4,000 万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除することができることとなった。これは、配偶者の貢献に対する評価がさらに強まるという社会的要請により行われた改正である。また、農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなった。これは、相続人が死亡した場合又は申告期限後 20 年間農業を継続した場合は猶予税額を免除するという制度である。他の改正で、贈与税の 3 年累積課税制度が税務執行上困難であることにより廃止されることとなった¹⁰³⁾。死亡件数に対する相続税課税割合は 1975 年の改正により 2 % 台まで下がるものの、すぐに増加に転じ 1982 年にはじめて 5 % 台へ突入した。1980 年度の改正においては、配偶者の負担軽減措置が従来の 1/3 から 1/2 へと拡張され、1983 年には、事業承継の円滑化を目的として、取引相場のない株式と個人事業用宅地の評価額の軽減措置が導入されるが、これが、個人事業主や企業経営者の相続人と通常のサラリーマン等の相続人との

102) 政府税制調査会 (1968) p155 より引用。

103) 現行の相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額に関しては、相続税法第 19 条を参照。

間での不平等といった問題が生じ、個人の小規模居住用宅地の評価軽減措置が創設された。政府税制調査会（1983）の見解として、個人事業者等の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地等は雇用の場であり、取引先等とも密接に関連しており、また事業主以外の多くの者の社会的基盤としての役割を担っていることから、課税上特別の配慮を加えることが適当として創設されたものである¹⁰⁴⁾。その後も課税割合は上昇していき、1987年には7.9%という数値を記録した。

第2期においては、高度経済成長期に突入し、地価、所得等、様々な要因により改正を余儀なくされた時期であると思われる。しかし、シャープ勧告における相続税制が骨抜きにされ、他の税に意識して包括的に行われた改正ではなかったと思われる。こういった状況下でシャープの税制改革以来と称される抜本的税制改革が実施されることとなる。

第3期として抜本的税制改革として行われた1988年（昭和63年）から2002年（平成14年）までを3つ目の区切りとする。

1988年度における抜本的税制改正は、公平・中立・簡素を基本理念として、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築することを目指し取り組まれた改正である。この抜本的税制改正における相続税の主な改正は、バブル経済における地価上昇による税負担の増大といった問題を解消するため、課税最低限、非課税限度額、税額控除が拡充されることとなる。具体的には、定額控除が2,000万円から倍の4,000万円へ、法定相続人比例控除に関しても一人当たり400万円から倍の800万円へと引き上げられ、配偶者軽減措置も法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対する税額まで控除が認められることとなった。さらに、死亡保険金、死亡退職金に対する非課税限度額も500万円まで引き上げられることとなった。この改正により7.9%あった死亡件数に対する課税割合は、4.6%まで引き下がる結果となった。また、法定相続分課税方式による養子縁組の増加による税逃れの是正のため、法定相続人の数に算入する養子の数を制限する措置が採用されることとなった。具体的には、実

104) 政府税制調査会（1983）p6 参照。

子相続人がいる場合には、被相続人の養子のうち 1 人まで、実子相続人がいない場合には、被相続人の養子のうち 2 人までを限度として法定相続人の数に算入できる措置である。

その後においても地価の上昇は続き、1992 年にさらなる減税が行われることとなる。定額控除に関しては、4,000 万円から 4,800 万円へ、法定相続人比例控除は、一人当たり 800 万円から 950 万円へと引き上げられることとなる。さらに、税率構造も最低税率 10 % の区分が課税価格 400 万円以下であったものが課税価格 700 万円以下と大幅に引き上げられ、最高税率 70 % の区分においても、課税価格 5,000 万円超から課税価格 10,000 万円超となり累進度がかなり緩和されたこととなる。また、小規模宅地等の特例の減額割合も拡張されることとなった。

1994 年には、制度の簡明化の観点等より、定額控除 4,800 万円から 5,000 万円へ法定相続人比例控除も 950 万円から 1,000 万円へと引き上げられることとなる。税率構造も 13 段階の税率区分が 9 段階に圧縮され、さらに累進度の緩和も行われている。また、配偶者に対する相続税額の軽減措置においても、改正前は、配偶者の法定相続分又は 8,000 万円のいずれか大きい金額に対する税額であったものが、倍の 16,000 万円まで引き上げられることとなった。

第 3 期は一貫して減税政策がとられており、バブルが崩壊するまでの異常な地価の上昇による、土地の優遇税制の拡張も際立っていた時期であると思われる。

最後の区切りの第 4 期としては、2003 年（平成 15 年）以降現在に至るまでを一つの区切りとする。

2003 年度の改正においては、制度の簡素化の観点よりさらなる税率構造の見直しが行われることとなる。9 段階あった税率区分が 6 段階に圧縮され、最高税率も 70 % から 50 % へと引き下げられることとなった。この最高税率の引き下げは、所得税の最高税率 50 % との格差の是正や、諸外国と比較しても高い水準であったことが起因してなされたものとされている¹⁰⁵⁾。また、高齢者

105) 税制調査会（2003）p11 参照。

の保有する資産の次世代への移転、いわゆる生前贈与を円滑にし、資産の有効活用を通じた経済の活性化を促すための相続時精算課税制度¹⁰⁶⁾の導入もこの年の改正である。2009年には、事業承継の円滑化に資する措置として非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度が導入される。これは、後継者の相続税額のうち議決権株式等（相続後で発行済議決権株式等の3分の2に達するまで）の80%に対応する相続税の納税を猶予するものである。

これらの沿革を踏まえ、バブル期以降の最高税率の引き下げ、土地優遇制度の拡大等、度重なる減税が目立ち、現状における課税最低限はかなり高いラインに設定されていると思われる。バブル崩壊後、地価下落が続くなかで、土地の行き過ぎた優遇は適切なものであるのか。次節では、土地の優遇に関する問題を指摘し、考察していくものとする。

第2節 土地優遇に関する問題と相続税法第22条

1 土地優遇制度に関して

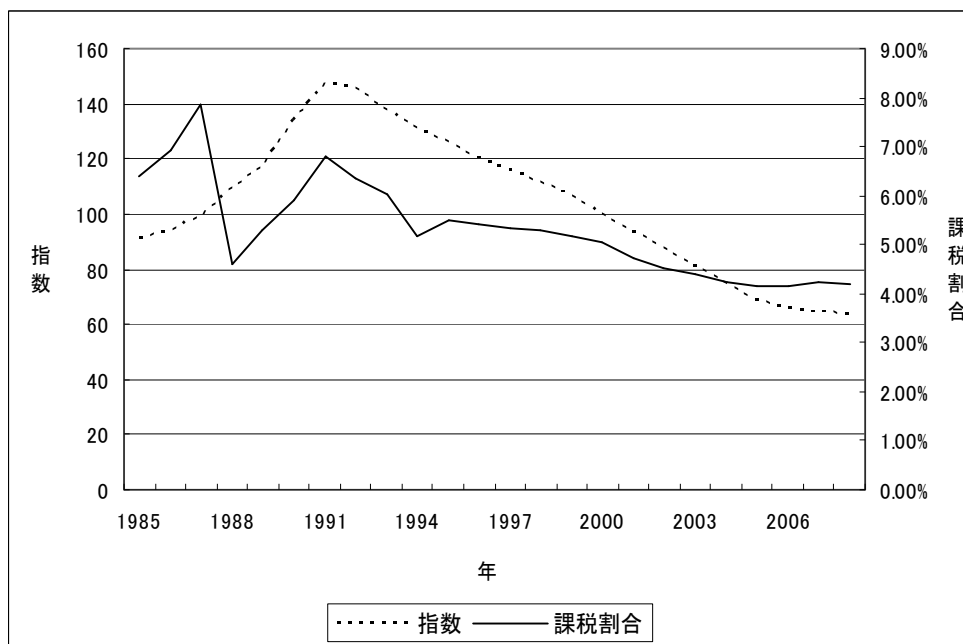
第1節でも述べたように、1960年代の高度経済成長以降における相続税の改正の歴史は、経済成長、地価上昇に伴う課税割合の上昇の抑制のため、課税最低限の引き上げや小規模宅地の特例、農地の納税猶予制度といった制度の導入が続けて行われてきた。バブル崩壊後、地価の急速な下落が進んでいるなかでも、その制度の拡大は現在まで続いているといった状況である。それらにより、現行相続税は、小規模宅地や農地の優遇により財産形態としての土地に有利な構造となっており、そのことが資産選択に歪みをもたらす可能性がある。

図2-5は、市街地価格指数の推移と相続税の死亡件数に対する課税件数の占める比率である課税割合の推移である。市街地価格指数を見ると1991年まで継続して上昇していることがわかる。バブル経済の到来である¹⁰⁷⁾。この効果

106) 相続時精算課税制度については、相続税法第21条の9,12,15-18参照。また、本章第2節1に詳細。

107) 1980年代から経済社会の国際化、情報化の進展に伴って企業の中核機能が東京圏に集中し始めることとなり、東京圏を中心として土地需要が急激に高まることとなった。さらに投機的手段としての土地取得も増加し、地価の高騰が東京、他主要都市にも波及することとなった。

と相まって、経済成長による個人資産の増加、物価水準の上昇に起因して、課税割合は 1987 年には、7.86 %にまで上昇することとなる。ここで、抜本的税制改革が行われ、課税割合は下方にシフトすることとなる。そして、市街地価格指数と同様、1991 年で 6.82 %まで再び上昇した後、バブルの崩壊¹⁰⁸⁾により低下することとなる。さらに平成 4 年（1992 年）改正、平成 6 年（1994 年）改正の減税政策により課税割合はさらに低下を続け、1995 年に少し上昇したもののそこから減少の一途を辿っている。これを見れば、地価の影響が課税割合に少なからず影響を受けていることがわかる。近年まで継続して続いている地価下落の状況を考慮して、それに合わせるように土地の優遇制度も縮小していくべきではないのだろうか。



備考) 市街地価格指数は 2003 年 3 月を基準の 100 としたものである。

出所：財団法人日本不動産研究所『市街地価格指数』、国税庁『国税庁統計年報書』各年版より作成。

図 2-5 市街地価格指数と相続税の課税割合の推移

108) バブルの崩壊は、①地価の高騰の抑制として、日本銀行による金利上昇といった金融政策、②投機目的の土地取得の締め出しとして不動産向け融資総量規制、③土地の保有コストの増大として地価税の導入（地価の下落により 1998 年度改正により停止）に起因するものとされている。

次に、土地の優遇税制として、小規模宅地等の課税の特例の改正の推移をみていく。まず、制度の創設は昭和 58 年であり、適用対象面積 200 m²を限度として、減額割合¹⁰⁹⁾は事業用宅地 40%、居住用宅地 30%となっていた。バブル経済による地価の上昇を原因として抜本的税制改革により減額割合は拡大され、事業用宅地 60%、居住用宅地 50%とされる。バブル崩壊後の平成 4 年改正にさらに事業用宅地 70%、居住用宅地 60%と減額割合は拡大され、平成 6 年改正以降は事業用、居住用共に減額割合 80%とされる。平成 11 年改正では事業用宅地の適用対象面積は 330 m²まで拡大され、平成 13 年改正では 400 m²まで拡大されることとなる。居住用宅地に関しても、この平成 13 年改正で 200 m²から 240 m²まで拡大されることとなる。このように、バブル崩壊による地価の下落後もこの特例は拡大されていくこととなっている。

区分		昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～ (抜本改正)	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
事業用宅地	減額割合	40%	60%	70%	80%		
	適用対象面積	200m ²				330m ²	400m ²
居住用宅地	減額割合	30%	50%	60%	80%		
	適用対象面積	200m ²					240m ²
上記以外の事業用宅地又は居住用宅地	減額割合	事業用	40%	60%	70%	50%	
		居住用	30%	50%	60%		
	適用対象面積	200m ²					
不動産貸付、駐車場用、宅地等	減額割合	事業規模	40%	60%	70%	50%	
		それ以外	40%	0%	0%		
	適用対象面積	200m ²					
地価公示価格の動向 (全国・全用途)		100	141.8	190.2	164.4	138.4	125.2

表 2-3 小規模宅地等の課税の特例の改正の推移

出所：財務省ホームページを参考にして作成。(http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/145.htm)

109) 減額割合は租税特別措置法第 69 条の 4 における小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に示される割合のうち減額部分の割合を示している。

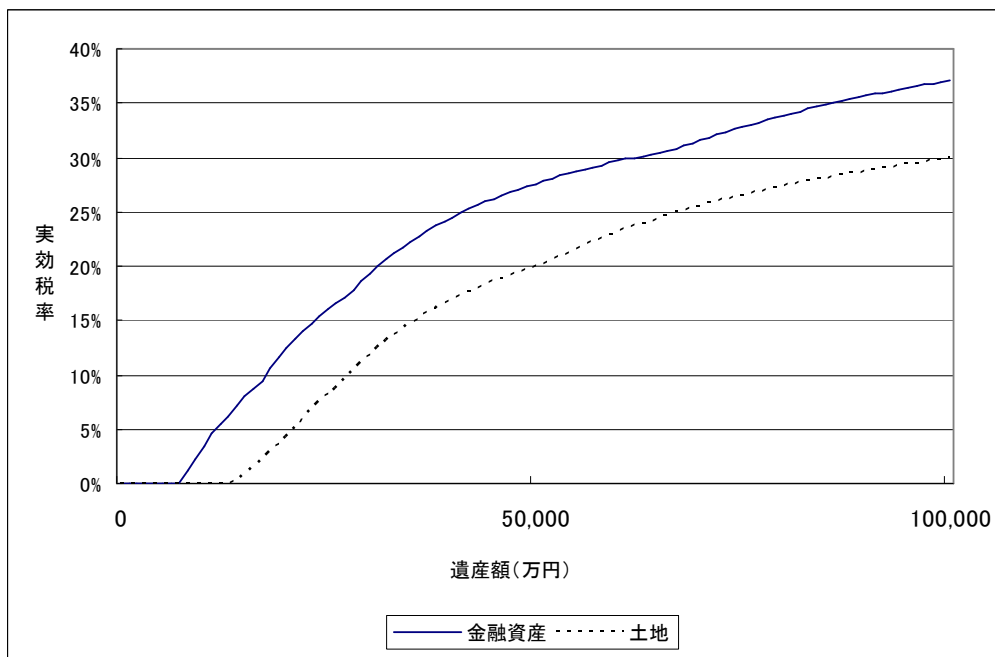
土地の優遇に関しては、小規模宅地の特例以外に、農地についても優遇がされており、1975年度改正（昭和50年）により農地等についての相続税の納税猶予の特例¹¹⁰⁾が創設されている。これは、一定の要件のもとに農業後継者又は農業相続人が、農業経営を継続することを前提に納税が猶予される仕組みで、農地の細分化の防止、農業後継者育成を税制の面で助長することをねらいとしている。さらに、相続税の土地評価における路線価方式は評価の安全性を期するため、地価公示価格の80%が目安とされているといった現状であり、土地の評価率はあまりにも低く抑えられている。

図2-6は、時価で評価される金融資産と、小規模宅地の特例が適用される土地との実効税率を比較したものである¹¹¹⁾。なお、法定相続人は子2人として、相続税評価額は地価公示価格の8割として計算している。まず、課税最低限は、金融資産が7,000万円であるのに対して、実物資産は、13,550万円と1.93倍の開きがある。ここで、課税最低限に関して、金子（1987）は、「一般的基準としては、「普通の人々」のささやかな生活の維持を可能にする程度であることが望ましい」としている¹¹²⁾。そもそも、現行制度での課税最低限は高すぎるのではないか。私的な意見ではあるが、「生活の維持を可能にする程度」であれば、持ち家の一つ程度の課税最低限のレベルで十分であるように思われる。さらに実効税率に関しては、50,000万円の遺産額で金融資産は27.60%であるのに対して土地は19.93%、100,000万円となると金融資産は37.10%に対して土地は29.88%にすぎない結果となっている。

110) 農地等についての相続税の納税猶予の特例に関しては、租税特別措置法第70条の6を参照。

111) 居住用宅地に限定するものとし、240㎡を限度として計算した。また、1㎡当たりの平均価格は、国土交通省土地・水資源局地価調査課『都道府県地価調査』により東京、愛知、大阪の住宅地の平均価格を抽出してそれを平均することにより算出した。

112) 金子（1987）p169より引用。



- 備考) 1. 基礎控除は、子2人として法定相続人を2人と仮定している。
 2. 相続税評価額は地価公示価格の8割として計算している。

図 2-6 金融資産と土地の相続税実効税率の乖離

このように、土地を優遇する税制のために、その形態により実効税率はかなり乖離することとなる。本来相続税の実効税率は、財産の形態にかわりなく等しくあるべきであり、資産選択に歪みをもたらさないためにも同額の財産には同額の税が課されるべきである。また、土地供給の促進という観点からは、土地保有の有利性を強める小規模宅地の特例や農地の納税猶予制度は適していないし、地価の下落が進んでいる現状を鑑みれば、これらの優遇税制はやはり見直される時期にきているかもしれない。今後の方向性としては、これらの優遇を縮小するか、廃止するかの方角で進んでいくことを期待されたい。

2 第22条における「時価」概念と土地を巡る裁判事例の検討

現行の相続税法は、相続税法第22条により「特別の定めのあるもの」を除

き、取得の時ににおける「時価」により評価されることとなる¹¹³⁾。ここで、「時価」について財産評価基本通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期…（中略）…において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と規定している。宅地の評価方法は、路線価方式と固定資産税評価額に一定の倍率を乗じる倍率方式がある¹¹⁴⁾。路線価方式とは、宅地の面する路線ごとに付された路線価を基礎とし、奥行距離に応ずる奥行価格補正、側方路線影響加算等の修正といった画地修正した価格により評価する方法である¹¹⁵⁾。路線価方式における土地の評価においては、評価の安全性の確保という観点から公示価格の概ね8割として評価されている。1においては、資産選択により実効税率が乖離する旨を述べた。この点に関して、石島（1996）においても「評価割合が時価を大幅に下回ることは、土地（不動産）と金融資産との間で相続税の負担において大きな開差をもたらすことになり租税平等主義に違反する疑いも生ずる。」と述べている¹¹⁶⁾。ここで、土地を利用した租税回避事例として、相続により取得した土地が路線価方式によらず、取得価格に基づいてされた処分が

113) 相続税法第22条（評価の原則）

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

114) 財産評価基本通達 7,9,11 参照。路線価方式により評価することとしている地域内にある宅地以外の宅地は、倍率方式により評価することとなる。

115) 財産評価基本通達 13～20－5 参照。

116) 石島（1996）p10 より引用。

適法であるとした事例を確認していくこととする¹¹⁷⁾。

本件における事実の概要として、被相続人（脳動脈硬化性痴呆症により入院後退院することなく死亡）が死亡直前に銀行より 18 億 2,000 万円借り入れ、それを原資として 16 億 6,100 万円の土地を購入した。そして、被相続人の死亡後、原告である相続人 X らがその土地を 18 億円で売却し、借入金への返済に充当した。ここで、相続税の申告において、本件土地の評価を「評価基本通達」により 1 億 2,102 万円程度とし、借入金 18 億 2,000 万円を債務の金額として課税価格を計算している。これに対して、被告である Y 税務署長は、本件土地の評価として客観的な市場価格である取得価格の 16 億 6,100 万円をもってその価額とするべきであるとして原告に更正及び過少申告加算税賦課決定を行い、X らが取消訴訟を提起したものである。

主たる争点は、土地の評価方法を財産評価基本通達による時価評価額の 1 億 2,102 万円とするか、取得価格により算定した客観的市場価格である 16 億 6,100 万円とするかである¹¹⁸⁾。

X の主張をまとめると以下の通りである。

①財産評価基本通達による評価が相続税法第 22 条における「時価」に他ならないとして「評価基本通達に定める方法以外の方法でその評価を行うことは法 22 条の法意に反し、その解釈適用を誤るものである。」

②「評価基本通達に定める方法によって評価するということは、既に慣習法たる行政先例法として確立するに至っている」として、他の異なる方法で評価

117) 東京高裁平成 5 年 3 月 15 日判決 平成 4 年（行コ）第 93 号

昭和 63 年に租税特別措置法 69 条の 4 により相続開始前 3 年以内に取得した土地等の価額につき、取得価格による旨が定められ、立法により解決が図られている。しかし、平成 8 年政府税制調査会答申においては、「最近では、相続開始直前に土地等を取得して相続税の負担軽減を図ろうとする行為は見受けられなくなってきていることから、この特例は、廃止の方向で検討することが適当」とされ、廃止されるに至っている。

118) 類似の裁判例として、東京高裁平成 5 年 1 月 26 日判決 平成 4 年（行コ）第 33 号及び東京地裁平成 5 年 2 月 16 日判決 平成 2 年（行ウ）第 92 号を参照。

することは許されない。

③本件土地のみを評価基本通達の評価額よりも高い水準で評価することは「租税平等原則に反するもの」であって許されない。

④どのような状況であれば評価基本通達以外の方法により評価が行われるか不明確で、「法的安定性や納税者にとっての予測可能性を害し、課税庁の恣意的課税を許す」

⑤バブル期における地価高騰期においては、「転売利益を図ることをも目的として行われた通常取引行為であって、経済的合理性を欠く異常な取引ということとはできない。」

Yの主張をまとめると以下の通りである。

①「評価基本通達は、一般的で通常の状態にある財産についての基本的な評価方法を定めたものにすぎず」、課税の公平を害し、評価基本通達による評価が著しく不相当と認められるような特殊な状況にある場合には財産評価通達 6 により合理的な方法による財産の評価をすべきである。

②土地の価額の高騰期に、評価基本通達による評価と現実の取引価額との間に開差が生じていることを悪用することは、「富の再分配機能を通じて経済的平等を図るという相続税の目的を阻害し、このような工作をするための多額の借入金の担保となる資産を有しない他の納税者との間で課税負担の公平を大きく害することとなり、租税公平主義に反して著しく不相当である。」

③本件土地における客観的な市場価格は、相続開始後 18 億円で売却されていることを考慮して、取得価格の 16 億 6,100 万円を下回ることはない。

次に、裁判所の争点に対する判断は、「富の再分配を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反し、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかである等の特別な事情がある場合には、例外的に法 22 条の「時価」を算定する他の合理的な方法によることが許されるものと解すべき」としている。また、Xの「経済的合理性を欠く異常な取引ということとはできない。」という主張に対しては、本件借入利率は、当初年 4.9 %で金利負担年額は 8918 万円となっており、Xの経常所得の 2 倍を超えている。本件土地は整地後、駐車場用地として賃貸されているが賃料は月額で 39 万 6,000 円で金利負担分の 20 分の 1 程度である。Xが銀行の担当者に対して、相続税の負担軽減

を図りたい旨の説明を行っていた。等の理由により採用できないとしている。

「本件土地を客観的な市場価格によって評価するという評価方法が右法 22 条にいう「時価」の評価方法として許容されるもの」であるとして、客観的市場価格の 16 億 6,100 万円を適法なものとしている。

ここで、本件における評積を確認していく事とする。岸田（1995）は、「納税者に不利益な状態にいたるべく適用することは、平等論によって納税者の地位を保護しようとしている本来の目的に反することになる」としているが、「本判決では、租税回避行為が関連しているから、実質的な課税の公平論によって、結果の妥当性を支持している」と述べている¹¹⁹⁾。占部は、本判決における「特別な事情」の存在について、「このような開差をもちいた租税回避行為の存在を「特段の合理的な理由」あるいは「特別な事情」が存在すると判示している」としている¹²⁰⁾。太田は、租税特別措置法の改正の先取りといった疑問点に関して、「相続税法 22 条にいう「時価」の算定方式として、どのようなものがあるかが問われているのであり、同通達が適用されない場合があるとすれば、先取りの批判が当たらない」としている¹²¹⁾。評価基本通達による評価について、谷口（1995）は、「相続税法 22 条のもとでの本来の評価方法たるべき個別的评价ではなく、行政上の要請に基づく画一的評価（行政による典型化の一事例）を定めるにすぎないのであるから、同通達の射程を限定的に解釈する考え方は妥当」であるとしているが、「一種の「租税回避」の否認のための課税の公平論を重視し、この観点からも同通達の射程を限定しているが、この点は問題であろう。」と指摘している¹²²⁾。佐藤（1993）は、「租税法律主義（相続税 22 条）の下にあっては、評価通達の一般的・原則的な定めによる価額が、法 22 条にいう「時価」たる「客観的交換価格」に合致するとは言い難い場合については、それによる評価額をもって相続税法 22 条にいう「時価」と評することは許さ

119) 岸田（1995）p214 より引用。

120) 占部（2005）p157 より引用。

121) 太田（1995）p299 より引用。

122) 谷口（1995）p185 より引用。

れず、そして、このような限定の下において、評価通達による評価は租税法律主義に反しないものといえよう。」としている¹²³⁾。

本件判決は、租税回避行為に対する課税策を取り扱ったものではないとされる¹²⁴⁾が、財産評価基本通達における時価と客観的な市場価格との開差を利用した租税回避行為を「特別な事情」として、慣習法たる行政先例法として確立している路線価方式を採用しないことに妥当性が見出せる判決であると思われる。また、石島（1983）によれば、「現実の売買が行われ、その売買実例が資産の客観的交換価値を反映していると認められる場合には、その売買価格が時価とされる。」としている¹²⁵⁾。本件においても課税時と近い時期に取引財産の時価が明確となっており、客観的市場価格である16億6100万円を評価額とする本判決は妥当であると思われる。当然、評価の安全性の確保という観点には考慮しないといけないと思われるが、1で述べたように、資産の選択により相続税の実効税率が乖離する状況があるのならば、やはりそこに租税回避行為を見出せるのではないのであろうか。

123) 佐藤（1993）p230より引用。

124) 太田（1995）p299参照。

125) 石島（1983）p56より引用。

第3章 資産形成に対する相続税の役割

相続税の課税根拠は「富の再分配」に重点が置かれている¹²⁶⁾。「富の再分配」は、富裕層と貧困層における貧富の差を緩和させ、階層の固定化、社会の硬化を防ぐものである。ここで、わが国における資産格差の現状はいかなるものであるのか。その資産格差を是正すべき相続税の役割を考える時、現状の資産分布の状況を確認する必要がある。本章においては、総務省統計局『全国消費実態調査』により、資産分布の状況を確認することとする。しかし、『全国消費実態調査』では、1億円以上の高資産階級の分布の状況がわからない為、国税庁編『国税庁統計年報書』によりその分布を確認することとする。また、その分布状況を確認した上で、自ら蓄積した資産と相続等により移転した資産がどのくらいの比率で保有されているかを推計することとし、資産形成に対する相続税の重要性を考察することとする。そして、相続税法に内包する資産分配効果を確認していくものとする。

第1節 相続税による資産格差是正

ここでは、家計における資産分布の状況を確認するため、ミクロ統計である総務省統計局『全国消費実態調査』を使用することとする¹²⁷⁾。全国消費実態調査は、5年に一度の頻度で実施され、世帯を対象としており、家計収支のみではなく、家計資産、負債についても調査している。また、約6万世帯（うち単身世帯5千世帯）が調査の対象とされており日本で実施されている世帯調査の中では最も情報量が多いとされている。しかし、低資産階層の多い単身世帯の割合が少なく、高資産階層の申告率も低いといった問題も挙げられる¹²⁸⁾。

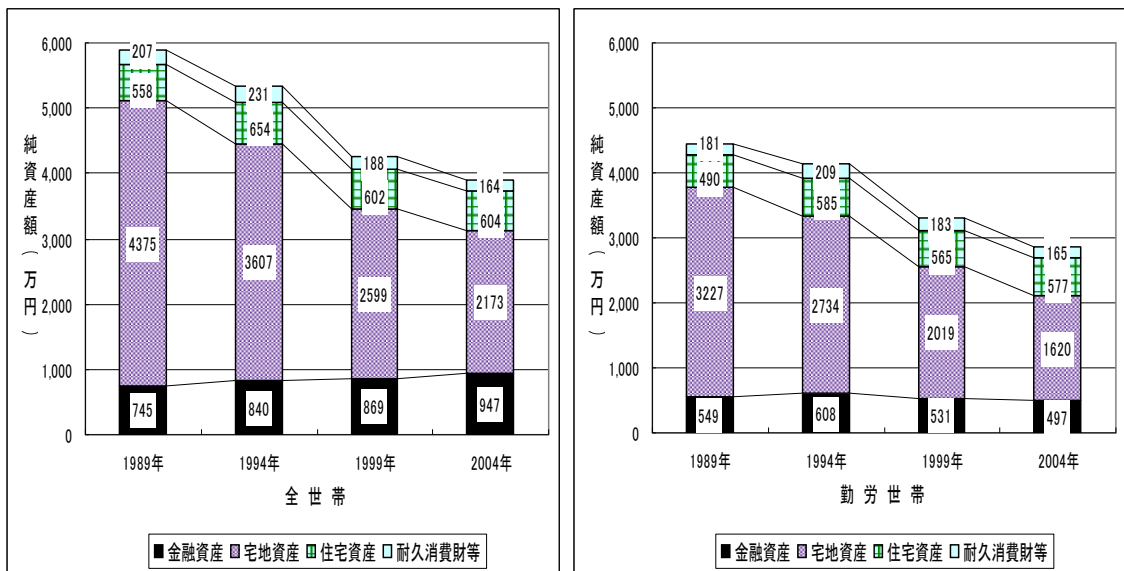
図3-1は、全世帯、勤労世帯の1世帯あたりの家計資産額における資産の種類別内訳を時系列で示したものである。まず、資産合計のうち宅地資産がかな

126) 本稿第1章参照。

127) 本稿においては、物価調整後の金額の値を使用することとした。物価調整には2005年基準の消費者物価指数（総合）を用いた。また、万円以下の端数が出る場合には四捨五入としている。

128) 梅原（2003）p7参照。

りの部分を占めていることが確認できる。全世帯において、1989年は資産合計の74.3%、1994年は67.6%、1999年は61.0%、2004年は55.9%が宅地資産の占める割合である。また、全世帯と勤労世帯における家計資産額が非常に乖離している事が確認できる。直近の2004年調査時において、家計資産額総額で全世帯が勤労世帯の1.36倍となっており、金融資産のみに関しては1.90倍で約2倍の開きとなっている。家計資産総額に関しては徐々に減少しており、全世帯で1989年から1994年までは、10.3%の減少、1994年から1999年までは25.2%の減少、1999年から2004年にはさらに9.5%の減少となっている事が確認できる。

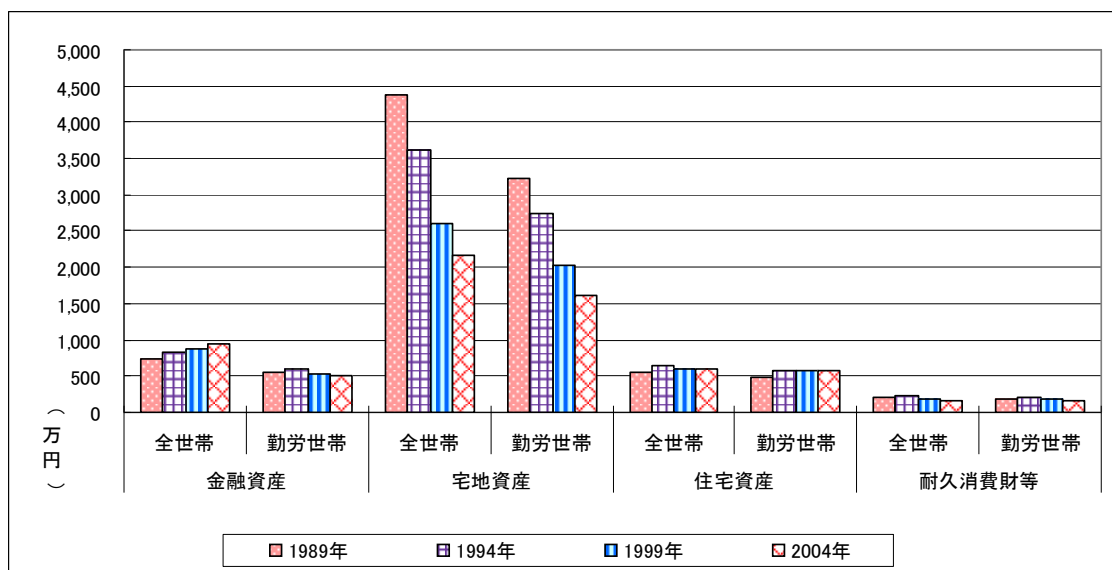


出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版,1994年版,1999年版,2004年版より作成。

図 3-1 1世帯当たり家計資産額の内訳（2以上の世帯）

次に、図 3-2 は、家計資産を種類ごとに分解したものである。これによれば、明らかに宅地資産の著しい減少が全世帯、勤労世帯共に確認することができる。全世帯においては、1994年に前年比 21.3%の減少（勤労世帯 18.0%減）で、1999年には前年比 38.8%（勤労世帯 35.4%減）の減少、2004年にはさらに前年比 19.6%減少（勤労世帯 24.6%減）と徐々に下落している状況である。これは、近年における地価下落に起因するものと考えられる。他に、全世帯における金融資産が 1989 年以降少しずつ逡増しているが、それ以外の資産に関してはほぼ横ばいとなっている。これらにより、この宅地資産の著しい減少が近年

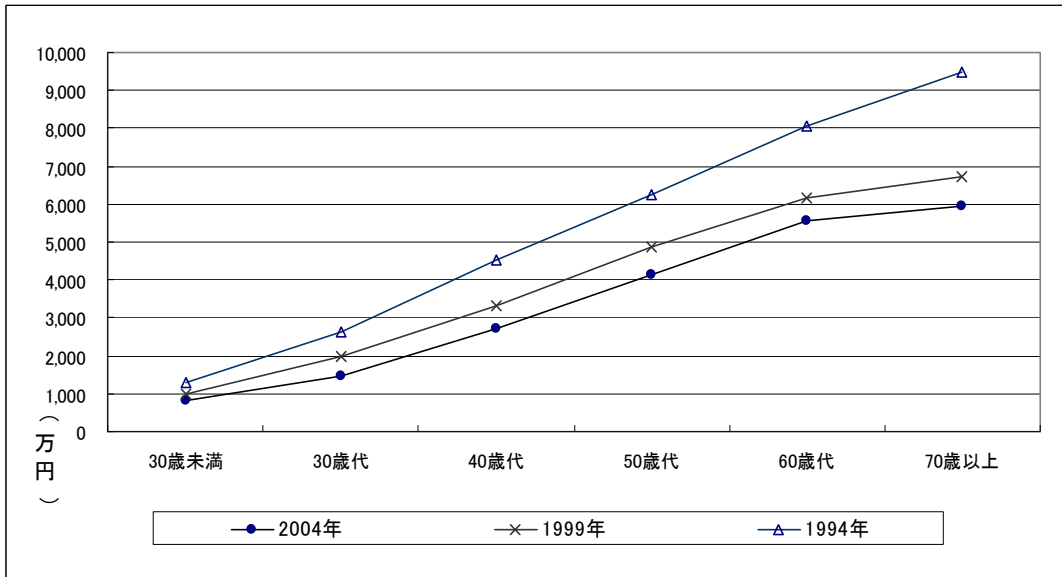
における家計資産額の減少を牽引しているものと思われる。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版,1994年版,1999年版,2004年版より作成。

図 3-2 1世帯当たり家計資産額における資産別内訳

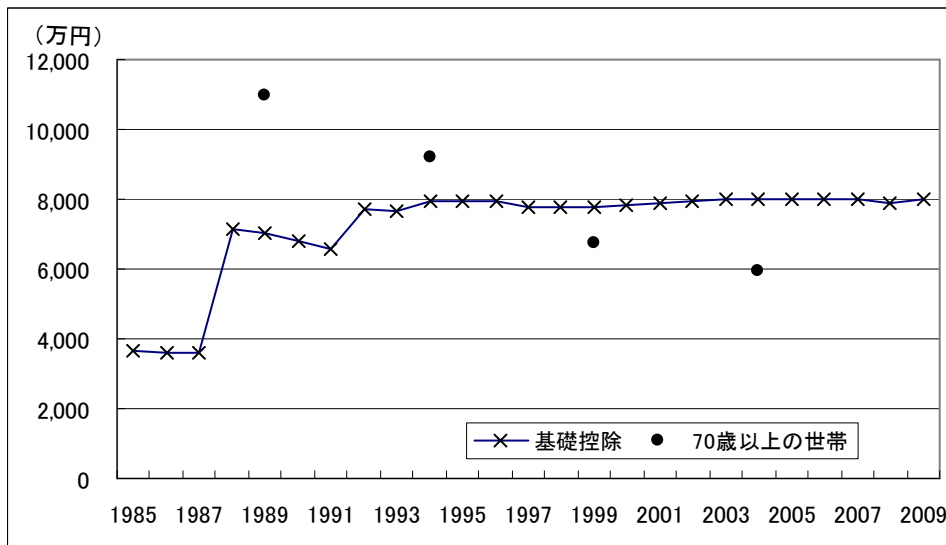
図 3-3 は、全世帯における世帯主の 1 世帯あたりの家計資産総額を年齢階級別に確認したものである。これを見ると年齢階級が高い世代ほど資産保有額が高くなるのがわかる。2004 年時点において、70 歳以上の家計資産額は、5,943 万円であるのに対して、30 歳未満は、815 万円となり、7.30 倍もの開きがあることとなる。この 30 歳未満と 70 歳以上の家計資産額の比率は 1999 年時点で、6.68 倍、1994 年時点で 7.23 倍となっており、若齢世代と高齢世代との格差は、1999 年時点で緩和したもの、2004 年時点でさらに拡大しているという事がわかる。次に、時系列で確認すると、すべての階層において 1994 年以降徐々に減少している事がわかる。最も資産の下落額が大きいのは 70 歳以上の階層で、1999 年時点では前回比 2,739 万円の減少、2004 年時点には前回比 801 万円の減少となっている。さらに、1999 年時点ではすべての階層において 25 % 超 2004 年時点では 10 % 超の大幅な減少となっている。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版,1999年版,2004年版より作成。

図 3-3 世帯主の年齢階級別の 1 世帯当たり資産額 (全世界帯)

ここで、高齢者世帯である 70 歳以上の世帯における家計資産額の平均と相続税における基礎控除を時系列で繋げたものが図 3-4 である。



- 備考) 1. 基礎控除は、妻、子 2 人として法定相続人を 3 人と仮定している。
 2. 70 歳以上の家計資産額は、2 以上の世帯の全世界帯を対象としている。
 3. 2005 年基準の消費者物価指数 (総合) による物価調整後の値を使用。

出所：『全国消費実態調査』1989、1994、1999、2004 年版より作成。

図 3-4 相続税の基礎控除と 70 歳以上の家計資産額

1989年時点では、70歳以上の世帯の家計資産額は、10,973万円であるのに対して、基礎控除は7,009万円となっており、基礎控除は、高齢者世帯の平均以下の推移となっている。その後バブル崩壊による資産価格の下落により家計資産額は徐々に下落していき、1999年には、70歳以上の世帯の家計資産額は、6,745万円であるのに対して、基礎控除は、7,767万円と逆転する結果となっている。2004年には、家計資産額は、5,942万円とさらに減少は続けているが、基礎控除は高止まりのままの推移となっている。そもそも、相続税の基礎控除は遺された家族への生活保障をその根拠とされており、莫大な遺産を相続させることは相続人の努力、勤勉等を損ねるのではないのであろうか。

次に、年間収入十分位階級別の1世帯当たりの資産額を確認していくものとする。当然ではあると思われるが年間収入が高い世帯ほど、家計資産保有額も多いこととなっている。また、所得階級間格差である第I階級に対する第X階級の家計資産額の比(X/I)は1994年には、3.4であったのが、1999年には3.1と減少しており、格差は縮小しているようにみえたが、2004年にはまた3.4という結果となり1999年からは格差は拡大傾向となり、1994年と同水準となっている。まず、1999年の格差の縮小は第I階級が19.60%の減少であるが、第X階級が28.51%と大幅に減少しており、第X階級の資産額の大幅な下落に起因するものである。これとは逆に、2004年の格差拡大は、第I階級が14.97%の減少に対して第X階級は6.71%しか減少していない。この第X階級の下落幅を上回る第I階級の大幅な下落が、その格差に起因するものである。

		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X/I
全世帯	2004	2,427	2,840	3,261	3,324	3,359	3,297	3,507	3,875	4,858	8,137	3.4
	1999	2,777	3,295	3,487	3,358	3,339	3,747	3,945	4,628	5,519	8,493	3.1
	1994	3,529	4,018	3,430	3,906	4,081	4,200	5,143	5,818	6,955	12,140	3.4
勤労者世帯	2004	1,357	1,645	1,903	2,211	2,355	2,592	2,679	3,445	4,062	6,130	4.5
	1999	1,475	1,936	2,147	2,456	2,897	3,065	3,364	4,111	4,767	6,774	4.6
	1994	1,937	2,089	2,771	2,966	3,289	3,842	4,314	5,082	6,177	8,910	4.6

表 3-1 年間収入十分位階級別 1 世帯当たり資産額

出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1994年版、1999年版、2004年版より作成。

このように、近年においては、地価の下落の影響により、富裕者層が多く保有する宅地資産が著しく下落しており、資産格差は縮小傾向にあるように思われていた。実際、1999年時点においては、格差は縮小の方向へと動いた。しかし、近年においては、その下落幅を上回る貧困層の資産保有額の下落により資産格差は拡大しているように思われる。このような格差の拡大は、税制による政府の介入により是正されなければならない問題である。また、年齢階級が高くなるにつれて、資産保有額は上昇していく事がわかった。高齢者が保有する莫大な資産は世代間で継承され、格差は引き継がれていくこととなるであろう。その是正の為にも、相続税の基礎控除の見直しを視野にいれるべきである。

次に、資産保有額1億円以上の高資産階級の分布状況を国税庁編『国税庁統計年報書』により確認することとする¹²⁹⁾。表3-2は、相続財産価格、いわゆる相続税の課税価格の階級別の表を1985年、1990年、1995年と時系列で繋ぎ¹³⁰⁾、表3-3は、2000年、2005年と直近の2008年で繋いだものである¹³¹⁾。被相続人数の分布は、1985年から1990年にかけて、バブルの影響により全体的に高課税価格階級層へシフトすることとなる。5億円超の階級に関しては、3.3%から11.6%へと上昇する結果となっている。ここで、1990年における5億円超の階級における相続税課税価格は、69,048億円となり、被相続人数合計のわずか11.6%のトップ層により課税価格合計の49.1%を占めるという極端な状況となっている。被相続人数は、1995年における5億円超の階級において13.0%とさらに上昇することとなるが、相続税課税価格は全体の46.5%となり少し緩和される状況となった。

129) 高資産階級の分布状況の確認ではあるが、あくまで相続税が課税されている者のみのデータであることには注意が必要である。

130) 1990年版は10億円超、1995年版に関しては20億円超までの階級刻みであるが、1985年が5億円超までなのでそれに合わせることとする。

131) 2005年、2007年版に関しては、100億円超までの階級刻みであるが、2000年が20億円超までなのでそれに合わせることとする。

表 3-2 相続財産価格階級別表（1985～1995年）

課税価格階級	1985年				1990年				1995年			
	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比
1億円以下	1,846,586	29.7%	31,502	65.5%	1,009,940	7.2%	12,580	26.0%	636,576	4.2%	7,897	15.6%
1億円超	1,390,134	22.4%	10,027	20.8%	2,578,819	18.3%	18,420	38.1%	3,049,025	19.9%	21,445	42.3%
2億円超	726,458	11.7%	2,998	6.2%	1,592,397	11.3%	6,552	13.6%	2,029,436	13.3%	8,360	16.5%
3億円超	761,173	12.3%	2,010	4.2%	1,967,849	14.0%	5,157	10.7%	2,461,284	16.1%	6,470	12.7%
5億円超	1,487,876	24.0%	1,577	3.3%	6,904,840	49.1%	5,593	11.6%	7,117,282	46.5%	6,574	13.0%
合計	6,212,227	100.0%	48,114	100.0%	14,053,846	100.0%	48,302	100.0%	15,293,603	100.0%	50,746	100.0%

出所：国税庁編『国税庁統計年報書』1985年、1990年、1995年版より作成。

1995年の5億円超階級における被相続人数割合は、13.0%から一転して2000年には、9.2%まで減少し、2005年には、6.7%、2008年には6.8%と減少するに至っている。これは、資産価格の下落による上位層の保有資産残高の減少によるものと推測され、不平等は縮小の方向へ進んでいるものと思われる。しかし、直近の2008年において、課税価格20億円超の階級は全体の7.2%であるが、これがわずか0.5%のトップ層である被相続人に占められているという状況である。不平等は縮小方向にあるとしても、ごくわずかな者にのみ、かなりの資産蓄積がみられるのは好ましくなく、その格差は是正すべき問題であると思われる。

表 3-3 相続財産価格階級別表（2000～2008年）

課税価格階級	2000年				2005年				2008年			
	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比	課税価格 (百万円)	構成比	被相続人数 (人)	構成比
1億円以下	697,421	5.7%	8,239	17.0%	783,423	7.7%	9,270	20.5%	897,593	8.4%	10,812	22.5%
1億円超	3,098,591	25.1%	22,047	45.5%	3,028,566	29.8%	21,632	47.9%	3,128,125	29.2%	22,430	46.7%
2億円超	1,927,758	15.6%	7,986	16.5%	1,644,161	16.2%	6,782	15.0%	1,689,332	15.8%	6,979	14.5%
3億円超	2,165,456	17.6%	5,711	11.8%	1,670,300	16.4%	4,418	9.8%	1,712,283	16.0%	4,524	9.4%
5億円超	1,155,772	9.4%	1,988	4.1%	864,561	8.5%	1,479	3.3%	858,307	8.0%	1,465	3.1%
7億円超	977,843	7.9%	1,191	2.5%	641,602	6.3%	776	1.7%	727,160	6.8%	881	1.8%
10億円超	1,315,974	10.7%	992	2.0%	821,359	8.1%	617	1.4%	938,668	8.8%	703	1.5%
20億円超	984,622	8.0%	309	0.6%	716,109	7.0%	178	0.4%	773,972	7.2%	222	0.5%
合計	12,323,436	100.0%	48,463	100.0%	10,170,083	100.0%	45,152	100.0%	10,725,440	100.0%	48,016	100.0%

出所：国税庁編『国税庁統計年報書』2000年、2005年、2008年版より作成。

表 3-4 は相続財産価格階級別に相続税納付税額を時系列で繋いだものである。1985 年では、納付税額の 45.0 % が課税価格 5 億円超の階級に占められるという結果となっている。1990 年では、さらに増加し、74.4 %、1995 年では、73.2 % と納付税額の大部分がこの階級に占められている。その後、2000 年から 2008 年にかけて、その割合は緩やかに低下している傾向にあるが、納付税額の約 6 割を課税価格 5 億円超の階級が占めることとなっている。

表 3-4 相続財産価格階級別相続税納付税額

課税価格階級	1985年		1990年		1995年		2000年		2005年		2008年	
	納付税額 (百万円)	構成比	納付税額 (百万円)	構成比	納付税額 (百万円)	構成比	納付税額 (百万円)	構成比	納付税額 (百万円)	構成比	納付税額 (百万円)	構成比
1億円以下	82,051	8.9%	21,259	0.7%	10,072	0.5%	10,219	0.7%	10,697	0.9%	12,973	1.0%
1億円超	156,512	17.0%	173,893	5.9%	114,217	5.3%	119,877	7.9%	115,888	10.1%	128,041	10.2%
2億円超	116,613	12.7%	203,786	6.9%	156,228	7.2%	152,536	10.0%	129,488	11.2%	143,123	11.4%
3億円超	151,581	16.5%	356,529	12.1%	300,150	13.8%	264,704	17.4%	211,026	18.3%	228,241	18.3%
5億円超	413,852	45.0%	2,194,520	74.4%	1,589,412	73.2%	971,366	64.0%	684,981	59.5%	738,084	59.0%
合計	920,609	100.0%	2,949,987	100.0%	2,170,080	100.0%	1,518,702	100.0%	1,152,079	100.0%	1,250,464	100.0%

出所：国税庁編『国税庁統計年報書』1985年,1990年,1995年,2000年,2005年,2008年版より作成。

次に、相続によりどの程度の資産が移転するかを確認していくものとする。まず、移転資産の推計に関して、先行研究を確認する。アメリカにおいて、Kotlikoff and Summers(1981)は、移転資産とライフサイクル資産の和が総資産保有額であるという等式を利用し、家計の生涯における毎期のフロー貯蓄を累積することによりライフサイクルを通じて自ら蓄積した資産であるライフサイクル資産を推計している。結果として、アメリカの資産のほとんどが相続により引き継がれたもので移転資産は家計資産の 81 % でライフサイクル資産は全資産の 19 % にすぎないという驚異的な結果を示した。これに対して Modigliani (1988) は、相続、贈与のデータを使用して移転資産を推計しており、アメリカにおける移転資産は 20 % 程度であるとしている。日本における先行研究として、Barthold,T.A. and Ito,T(1992)は、相続税データを使用して日本における移転資産の推計を行っており、土地資産額の 40 %、金融資産額の 28 % 程度が相続による移転分であるとしている。松浦・橘木(1993)は、『家計調査年報』、『貯蓄動向調査』の個票データを使用して、家計資産額の 40 % が遺産になる

と推計している。麻生（1995）は、相続税統計データと『全国消費実態調査』より資産分布関数を求め世代間移転を推計しており、世代間移転の割合は1991年において58%と推計している。ただし、高資産保有階層を適切に位置づけないと世代間移転分は過少推計となることを指摘している。橋本（1994）は、家計資産の44.5%が相続により引き継がれたものと推計しており、金融資産では4.7%にすぎないのに対し、実物資産では52.6%を占めるとしている。高山・有田（1994）は、資産の蓄積を遺産とライフサイクルとキャピタルゲインとしたうえで、その中で遺産の占める比率が最も高いことを示している。橋本・呉（2002）は、Kotlikoff and Summers (1981)の手法を踏襲して移転資産の推計を行っており、移転比率はその推計世代の中で一番低い1950年生まれ世代でも82%とかなり高い割合で移転がされていると述べている¹³²⁾。本稿においては、橋本・呉（2002）の手法にならない移転資産の推計を行っていくものとし、対象世代は、1940年、1945年、1950年、1955年生まれの世代とする。

まず、移転資産の算出は、総資産保有額からライフサイクル資産を差し引くことにより求める。ライフサイクル資産（Life-cycle Wealth）は、次式で求めることができる。

$$LW = (Y_t - C_t) \prod_{t=F}^L (1 + r_t)$$

LW はライフサイクル資産、 Y_t は t 期の課税後所得、 C_t は t 期の消費、 r_t は t 期の資産の収益率、 F は労働市場への加入年齢、 L は死亡年齢である。ライフサイクル資産の推計を行うために、各世代の可処分所得、消費支出を抽出して、代表的な家計の世代別データであるコーホート・データを作成する必要がある¹³³⁾。本稿では、1963年（昭和38年）から2005年（平成17年）までの総務庁統計局『家計調査年報』の年齢階級別データによりコーホート・データを

132) 橋本・呉の推計では、金融資産に関して、負債を控除していない。本稿においては、負債控除後の純金融資産を算出したうえで推計していくものとする。

133) ライフサイクル資産の推計に関しては、橋本（1991）が詳しい。

作成するものとする¹³⁴⁾。具体的な作成手順は以下のとおりである。

まず、『家計調査年報』における年齢階級別のデータは、「24歳以下」、「25歳以上29歳以下」、「30歳以上34歳以下」…といった具合で5歳刻みとなっている。その各々の階級のデータを中央の年齢である22歳、27歳、32歳…とみなして、隣接する2つの年齢階級の加重平均をとることによって1歳刻みのデータに加工する。そして、この1歳刻みのデータから出生年次に対応する年齢のデータを取り出し、可処分所得、消費支出額のコーホート・データを作成する。可処分所得は、『家計調査年報』における「勤め先収入」と「事業・内職収入」を加算して、そこから、「勤労所得税」、「他の税」、「社会保障費」を差し引くことにより求めた。消費支出額には、「消費支出」をそのまま使用した。

このコーホート・データにおける可処分所得から消費支出額を差し引くことにより毎期の貯蓄額が算出することができる。これは、自らの勤労により獲得したフローとしての貯蓄額である。その毎期の貯蓄額に金利を適用し、蓄積していったものがライフサイクル資産である。なお、金利のデータは、日本銀行『金融経済統計月報』定期預金新規受入平均金利（3ヶ月以上6ヶ月未満）を使用することとした。

図3-5は、前述の手順に従って作成した1950年生まれ世代の可処分所得、消費支出額、ライフサイクル資産を描いたものである。可処分所得は毎年徐々に増加していき、49歳時点でピークの662万円となり、これ以降は減少していくものとなる。ライフサイクル資産は、毎年上昇していき、50歳時点には3,283

134) 2005年までのデータで本稿における推計の直近世代である1955年生まれ世代が50歳になった時点まで確認することができる。

万円に達するに至っている。

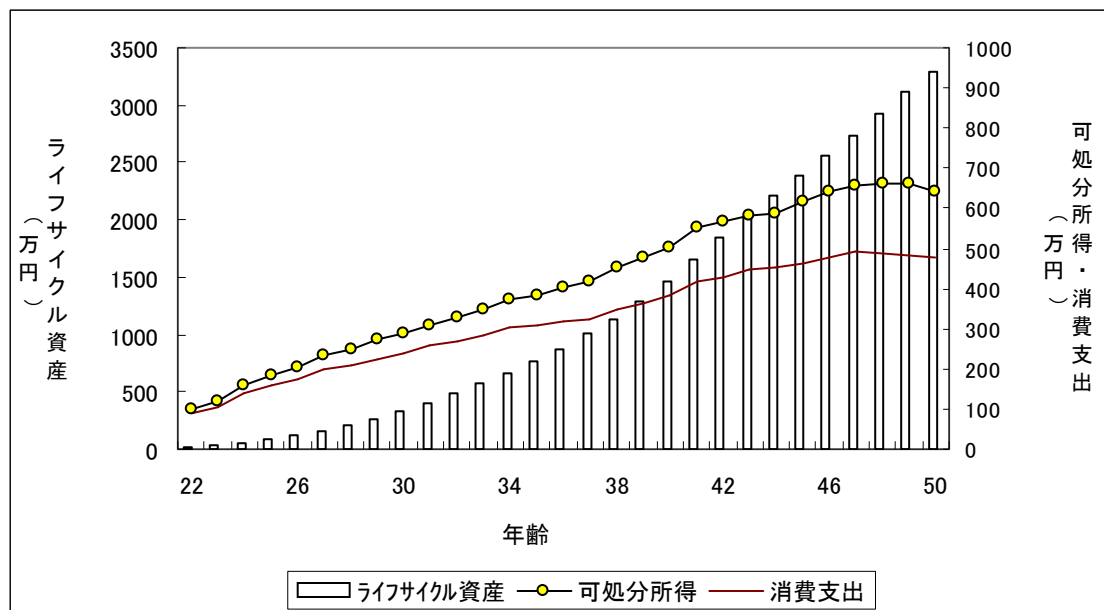


図 3-5 1950 年生まれ世代のライフサイクル資産

このようにして、本稿の対象世代である 1940 年、1945 年、1955 年についても同様に 50 歳時点のライフサイクル資産を計算した結果、1940 年生まれは 2,125 万円、1945 年生まれは 2,813 万円、1955 年生まれは 3,424 万円となった¹³⁵⁾。世代が後になるほどライフサイクル資産の額が大きくなるという結果となったが、橋本（1991）によれば、「若い世代ほど物価上昇と経済成長の影響を受けるため」とされている¹³⁶⁾。

ライフサイクル資産が推計されれば、総資産保有額の推計により移転資産を推計することができる。家計が保有する総資産は実物資産保有額と金融資産保有額の合計額であると想定する。実物資産保有額に関して高山（1992）は、様々な個票データを使用して推計しているが、個票データの取得は不可能である

135) 本稿におけるライフサイクル資産推計の目的はあくまで移転比率の計測であるため、数値は実質化せず、名目値のままとする。

136) 橋本（1991）p11 より引用。

ため以下の方法により推計することとした¹³⁷⁾。前節の全国消費実態調査による資産分布の考察において、家計が保有する資産のうち大半は宅地資産、いわゆる土地が占めていることがわかった。そこで、実物資産保有額は土地資産保有額であると想定する事とした。実物資産保有額の推計の手順は以下のとおりである。

まず、各世代の 50 歳時点における固定資産税税収額をその時点における土地資産額の価格で割ることにより実効税率を算出する。固定資産税税収額に関しては、財務省『財政金融統計月報』における「固定資産税収」の土地部分のデータを使用し、土地資産額は、総務省『国民経済計算年報』の「付表 1 国民資産・負債残高」における「有形非生産資産」における「土地」のデータを使用した。次に各世代における家計が 50 歳時点に支払う固定資産税額をその実効税率で割り戻すことで、各世代の 50 歳時点における実物資産保有額とした。家計が 50 歳時点で支払う固定資産税額は『家計調査年報』の「その他の税」から住民税を控除することにより算出した¹³⁸⁾。

各世代における実物資産保有額の推計結果は表 3-5 のとおりである。1940 年生まれの実物資産額が他の世代と比較してかなり大きいことがわかる。これは、1940 年生まれの 50 歳時点は 1990 年であり、バブル経済崩壊直前で地価が高騰していたため、それを反映していたことによるものと説明することができる。

137) 高山 (1992) p5 参照。

138) 1994 年以前の『家計調査年報』における「その他の税」には、固定資産税の他、「住民税」、「相続税」、「登録税」、「自動車重量税」、「収入印紙税」が含まれている。橋本 (1991) によれば、これらのうち税収比率は、住民税と固定資産税が大部分を占めているとしている。1995 年以降は、「個人住民税」の項目が追加されているが、この方法に合わせるため、その時点における「個人住民税」をその時における税法に従い計算することとする。

		1940年生まれ	1945年生まれ	1950年生まれ	1955年生まれ
土地(億円)	A	24,521,788	18,273,989	15,383,672	12,136,110
固定資産税収(億円)	B	23,710	34,892	37,469	34,058
実効税率(%)	B/A	C	0.097	0.191	0.244
固定資産税額(円)	D	76,258	94,920	97,948	95,018
実物資産(万円)	D/C	E	7,887	4,971	4,021

表 3-5 実物資産保有額の推計結果

金融資産保有額の推計に関しては、1966年から2005年までの総務省『貯蓄動向調査』及び『家計調査年報』の年齢階級別データにより「貯蓄」、「負債」のコーホート・データを作成し、各世代の50歳時点における「貯蓄」から「負債」を差し引くことで純金融資産を算出した。

このようにして、ライフサイクル資産、総資産保有額が与えられれば、その差額により移転資産額を推計することができ、総資産保有額のうち、移転資産の占める割合である移転比率を算出することができる。この移転比率は、資産形成に対する相続の比率を示したものである。移転比率の推計結果は表 3-6 のとおりである。1940年生まれの世代の移転比率が一番大きく、家計の総資産のうち75.5%が移転により取得した資産であるという事になる。これは、バブル期による地価高騰の影響を受けた実物資産保有額の増大に起因するものと考えられる。しかし、その後のバブル崩壊後には、地価の下落が続くため移転比率は低下するであろう事が予測される点は注意が必要である。それ以降の世代に関しては、地価下落に伴う実物資産保有額の減少により、徐々に移転比率は低下しているが、それでも1950年生まれ世代は、家計資産のうち31.0%もの資産が移転している事がわかった。本稿の推計では、50歳時点で移転はほぼ完了しているであろうと予測して進めている。しかし、近年の高齢化の影響により1950年生まれや1955年生まれ世代に至っては、まだ相続が発生しておらず、移転が完了していない可能性が十分高い事が考えられる。これらの世代

に関しては、今後、さらなる移転比率の上昇が見込まれるであろう。

	1940年生まれ	1945年生まれ	1950年生まれ	1955年生まれ
ライフサイクル資産(万円)	2,125	2,813	3,283	3,424
総資産保有額(万円)	8,667	5,868	4,756	4,134
金融資産	780	897	735	748
実物資産	7,887	4,971	4,021	3,386
移転資産(万円)	6,542	3,055	1,473	710
移転比率	75.5%	52.1%	31.0%	17.2%

表 3-6 移転比率の推計結果

このように、徐々に移転比率は低下している傾向にあるが、まだまだその占める割合は大きく、相続税による富の再分配の必要性が高いのではないのだろうか。

第 2 節 相続税法に内包する資産分配効果の考察

橋木（1989）は、郵政省『貯蓄行動と意識に関する調査』を用いて実物資産と金融資産のジニ係数を計測しており、資産分布（金融資産、実物資産）の不平等が所得分布の不平等よりもかなり高い位置にあることを示している¹³⁹⁾。

ジニ係数とは、Gini(1912)により提案された不平等度尺度であり、一般に次式で定義される。

$$G = \frac{1}{2n^2 \mu} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$$

y_i は第 i 分位階級の平均所得、 μ は総平均所得、 n は総分位数を表しており、 $y_i < y_j$ である。ジニ係数の値は 0 から 1 の間で変動し、0 なら完全平等、1 なら完全不平等となる。図 3-9 は、横軸に人員累積比率、縦軸に所得累積比率をとりローレンツ曲線 ACD を示したものである。横軸の人員累積比率は各所

139) 橋木（1989）p81 参照。

得階層に属する人員数の総人員数に占める比率を低い階層より順に合計したものであり、縦軸の所得累積比率は各所得階層の所得金額の総所得金額に占める比率を低い所得階層から順に合計したものである。ここで、所得が完全に均等分配されると仮定したならば、ローレンツ曲線は均等分布線 AC と一致することとなる。逆に所得分配が完全に不平等となる場合には、ローレンツ曲線は ABC 線と一致することとなる。

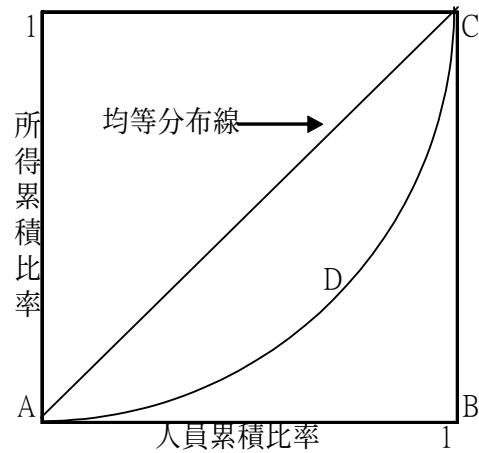
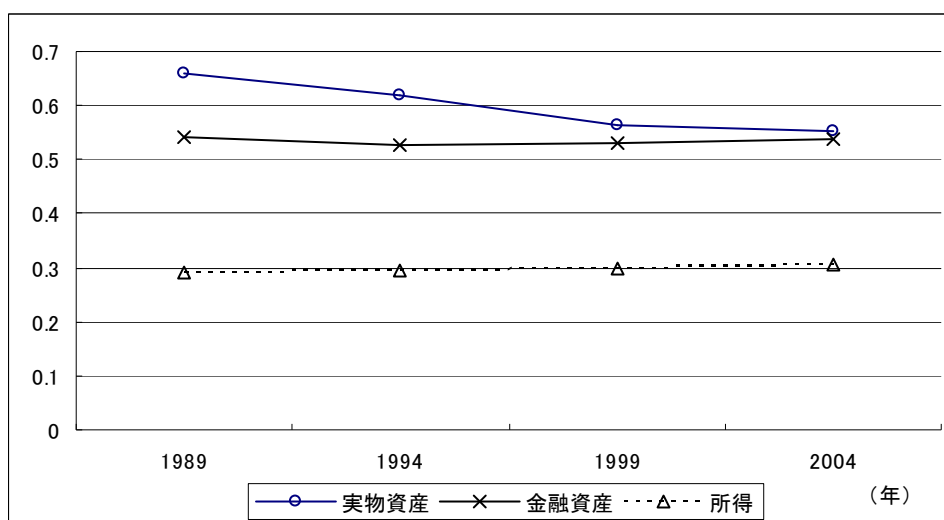


図 3-6 ジニ係数

ジニ係数の値は、均等分布線 AC とローレンツ曲線に囲まれた面積 ACD を正三角形 ABC の面積で割ることによって得ることも可能であり、 $(ABC - ABCD) / (ABC)$ で算出することができる。

図 3-7 は、『全国消費実態調査』により近年における資産と所得の不平等度の推移をジニ係数により表したものである。橘木（1989）と同様、実物資産、金融資産、所得という順に不平等度が高くなるといった結果となった。また、所得分布のジニ係数と比較して、資産分布のジニ係数がかなり高い推移となっており、わが国における資産格差は所得格差以上に大きいことがわかる。金融資産、所得の推移は共にほぼ横ばいとなっているが、実物資産のみ一貫して下落傾向にある。これは、バブル崩壊以降の地価下落の影響によるものと推測され、実物資産における格差は、縮小傾向にあるといえる。これ以前の分析として、高山・有田（1992）は、『全国消費実態調査』の個票データと地価公示データにより資産分布の不平等度をジニ係数により計測しており¹⁴⁰⁾、1979 年は 0.515、1984 年は 0.526、1987 年は 0.597 といった結果となっている。

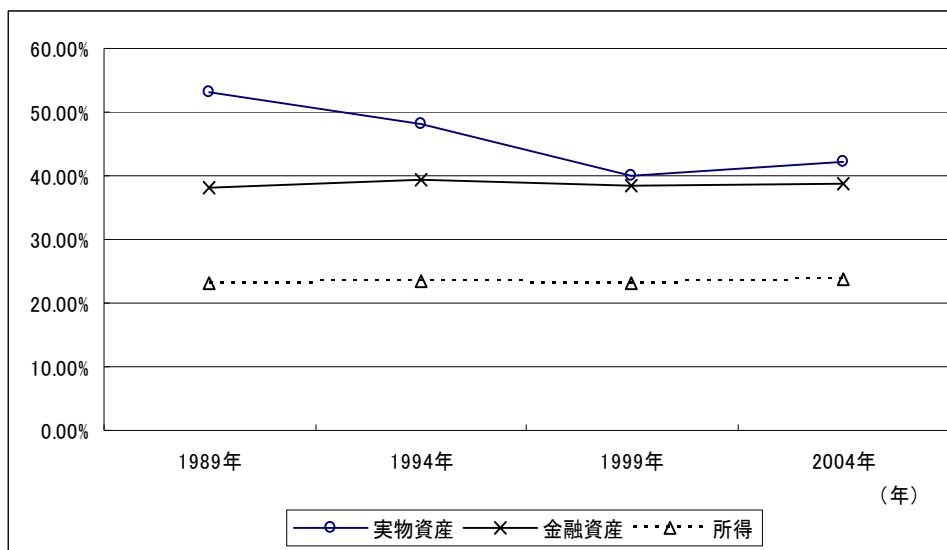
140) ここでは、農家世帯を除く二人以上の世帯を対象としており、土地・住宅・耐久消費財・金融資産を含むものとしている。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版,1994年版,1999年版,2004年版より作成。

図 3-7 資産と所得のジニ係数の推移

次に、図 3-8 は、実物資産、金融資産、所得の保有総額に対する上位 10 % 層の占める割合を時系列で示したものである。実物資産は、1989 年時点で資産総額の 53.10 % が 10 % の上位層に占められることとなっている。その後バブル崩壊の地価下落により徐々に低下していき、1999 年には、40.12 % まで下落することとなった。2004 年には、上昇に転じ 42.24 % となっている。金融資産に関しては、39 % 前後を推移しており、大きな変化は見られなかった。所得に関しても 23 % 台を推移しており、大きな変化は見られなかったが、ここでも、実物資産、金融資産といった資産保有が所得よりも上位 10 % の占める保有割合がかなり高い推移で動いていることがわかる。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査』1989年版,1994年版,1999年版,2004年版より作成。

図 3-8 資産・所得保有における上位 10%層の占める割合

これらにより、所得格差よりも資産格差の方が格差レベルが高いことがわかった。上位 10%層の占める割合において、実物資産の割合が下落したとはいえ、実物資産、金融資産共に、一部の資産家に集中しているものと捉えられる。この資産格差の是正、富の再分配の為にも、今後、富裕層の資産形成に対して相続税の役割が重要となってくるものであろう。累進的な相続税においては、資産集中を抑制し、「機会の平等」の確保が期待されるものであり、最高税率の引き下げといったフラット化への潮流は望ましくないと考えられる。

近年における政府税制調査会答申における相続税の議論について、平成 12 年の税調答申である「わが国税制の現状と課題 21 世紀に向けた国民の参加と選択」で「フローだけでなくストックについても一定の再分配を行っていくことが求められる」としている。また、平成 14 年の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」においても、「相続税、贈与税については、富の再分配という機能、少子・高齢化や経済のストック化の進展を踏まえ」としており、「富の再分配」という点を中心に据えて議論されているように思われる。そこで、実際に相続税における富の再分配の効果はどの程度のものであるのか。ここでは、相続税による再分配効果を確認することとする。再分配効果を計る指標として、課税前と課税後の不平等度尺度の変化率により算出される再分配係数を

使用することとする。再分配係数を求めるにあたっては、1 で述べたジニ係数が最もポピュラーなものとしてされている。累進課税の下では、課税後のローレンツカーブは、課税前よりも均等分布線に近づくこととなり、課税後のジニ指標 G_a は、課税前のジニ指標 G_b より小さくなる。

G_b =課税前ジニ指標

G_a =課税後ジニ指標

$$\text{再分配指標} = \frac{G_b - G_a}{G_b}$$

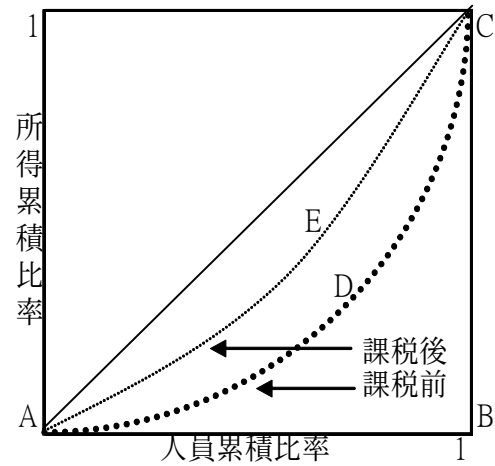
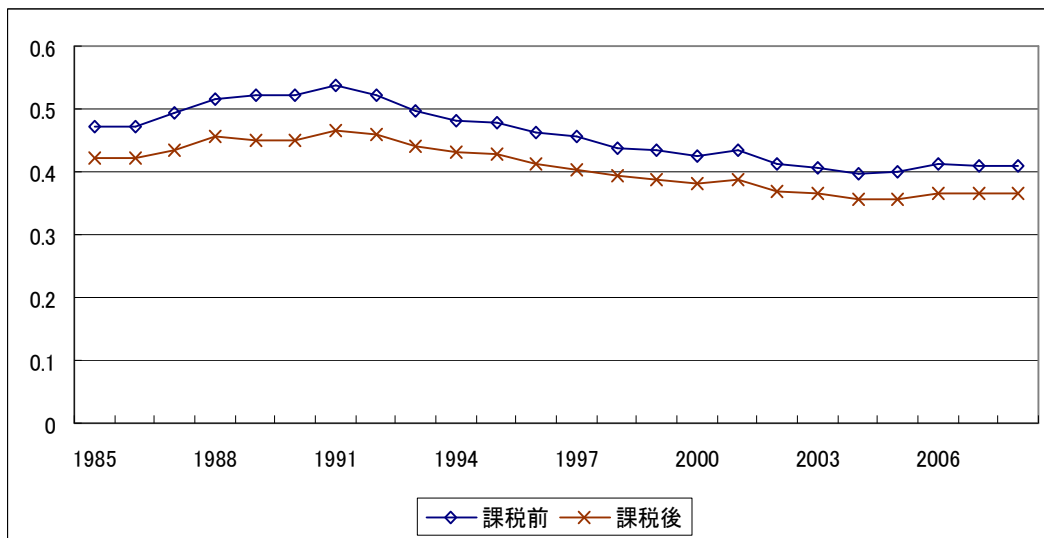


図 3-9 再分配係数

本稿においては、Pechman-Okner (1980)により示された（課税前ジニ指標－課税後ジニ指標） / （課税前ジニ指標）を再分配指標として計測するものとする。この式によれば、値が 0 より小さければ累進的、0 のときは比例的、0 より大きいときは逆進的となる。

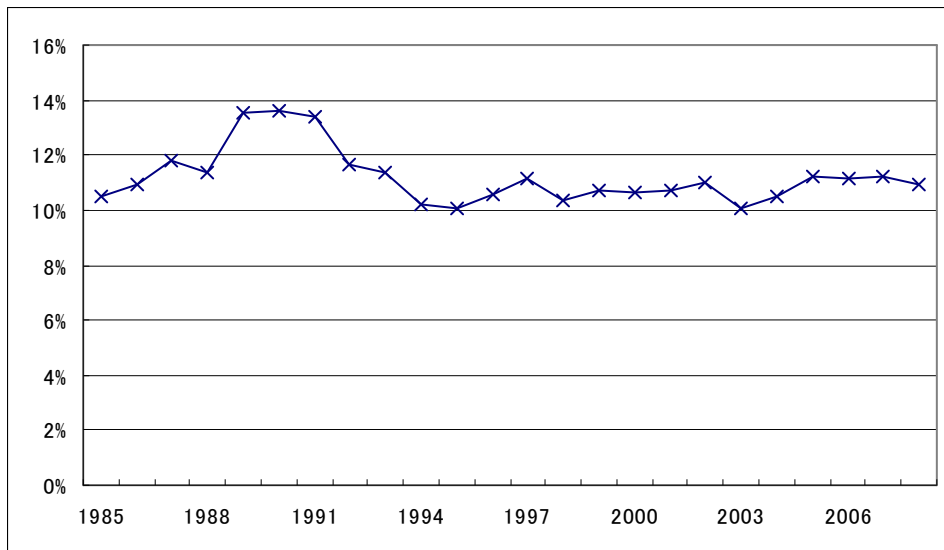
図 3-10 は、国税庁編『国税庁統計年報書』各年版より作成した抜本的税制改革前の 1985 年から 2007 年までの課税前後のジニ係数の推移である。当然の事ではあるが、累進課税の相続税の下では、課税後ジニ係数が課税前ジニ係数を上回る事はない。また、ジニ係数は、税制改革後バブル期までは、上昇し不平等度は拡大しているが、それ以後は下降の一途を辿っており、不平等度は縮小の方向へと向かっているものと思われる。しかし、近年の 2004 年以降は、少し上昇している傾向も見られる。



出所：国税庁編『国税庁統計年報書』各年版より作成。

図 3-10 相続税課税前後のジニ係数の推移

神野（1984）は、国税庁編『国税庁統計年報書』のデータを使用して課税前後のジニ係数によりシャープ勧告前後における相続税の再分配効果を計測している。図 3-14 は、神野（1984）の手法を踏襲して課税前後のジニ係数により、再分配指標を用いて算出した抜本的税制改正前の 1985 年以降の再分配係数の推移である。抜本的税制改正後、1990 年の 13.64 %まで上昇し、その後 1995 年に 10.07 %まで下落している。1995 年以降は一時上昇するものの 2003 年にはまた 10.09 %まで下落している。以後、近年の 2007 年における 11.26 %まで上昇を続けるといった結果となっている。バブル以降、度重なる減税が続いており、2003 年の改正は、基礎控除等は変化のないままで最高税率が 70 %から 50 %まで下がり、高資産家のみの優遇改正であった。



出所：国税庁編『国税庁統計年報書』各年版より作成。

図 3-11 相続税の再分配効果の推移

それにも関わらず、近年においては、再分配効果が上昇しているといった結果となっており、資産格差の拡大にある程度の歯止めはかかっているものと予測できる。しかし、今後、少子化の影響により一人当たりが受け取る遺産額は大きくなり、資産格差の世代間継承は加速していくであろうと予測されるものであり、再分配効果の回復を狙い税率の累進度を高める必要があるのではないかとと思われる。

第4章 相続税法改正に関する提案

これまでに、現行相続税制が内包する様々な問題点を指摘してきた。適正な相続課税とはいかなるものであるのか。本章では、一試論として課税最低限の水準（相続税法第15条における基礎控除及び租税特別措置法第69条の4における小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）や税率（相続税法第16条における税率表）について制度設計し、それを様々な観点からみていくものとする。また、近年における高齢化の影響により今後その高齢者の死亡数は増大するであろう事が予測される。そこで、その制度設計されたモデルケースを使用し、今後増大するであろう相続税収についても推計することとした。

相続税制の改革シミュレーションにおける制度設計として、まず、課税最低限のラインが重要となってくると思われる。本稿第2章では、土地の著しい優遇と相まって、現状の課税最低限は高いのではないかと述べた。本稿における課税最低限に関する制度設計としては、土地に対する優遇税制を全廃したうえで、基礎控除に関しては、法定相続分比例控除の概念を取り外し、定額控除の5,000万円のみとする¹⁴¹⁾。

次に、税率であるが、CASE1として再分配効果を高めるため、高資産階層への重課として、2003年改正前の最高税率70%まで引き上げることとする。具体的には、現行の6段階の刻み数に1段階追加し、5億円超部分を70%とすることとする。しかし、あまりにも高い最高税率の適用は、高資産階層の保有する資産の国外移転や脱税へのインセンティブにつながるため、最高税率を5億円超60%とするものをCASE2とする。ここで、現行制度での最高税率を5億

141) 現行法における遺産に係る基礎控除に関しては、相続税法第15条参照。

第15条 相続税の総額を計算する場合には、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第19条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第18条まで及び第19条の2において同じ。）の合計額から、5000万円と1000万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

円超 60 %と 5 億円超 70 %とした場合についての再分配係数を確認することとする。試算方法としては『国税庁統計年報書』2008 年版の相続財産価格階級別表を使用することとする。その階級ごとの課税価格を被相続人の数で割ることにより一人当たり被相続人の課税価格を算出したうえで 5 億円超部分に上乘せ 10 %と 20 %で計測した。結果として、現行における最高税率 50 %の場合には、10.95 であった再分配係数は、最高税率 60 %の場合には 11.01 となり 50 %の場合と比べて 0.05936 の上昇となった。最高税率 70 %の場合には、再分配係数は 11.07 とさらに上昇する結果となり、60 %の場合と比べて 0.05940 の上昇となっている。このように上昇率は、最高税率が 50 %から 60 %よりも 60 %から 70 %の方が微々たる変化ではあるが高くなるという結果となった。また、CASE3 として、「広く薄く」の観点から、比例税率 40 %でフラット化した場合について比較する¹⁴²⁾。

表 4-1 シミュレーションに使用する税率表

	現行法	CASE1	CASE2	CASE3
1,000 万円以下	10%	10%	10%	40%
3,000 万円以下	15%	15%	15%	
5,000 万円以下	20%	20%	20%	
10,000 万円以下	30%	30%	30%	
30,000 万円以下	40%	40%	40%	
50,000 万円以下	50%	50%	50%	
50,000 万円超	50%	70%	60%	

これらのシミュレーションによる実効税率は図 4-1 で示される。

142) 比例税率の 40 %というのは、橋本・呉（2002）により使用されており、これに従うものとする。

また、現行法における税率表に関しては、相続税法第 16 条参照。

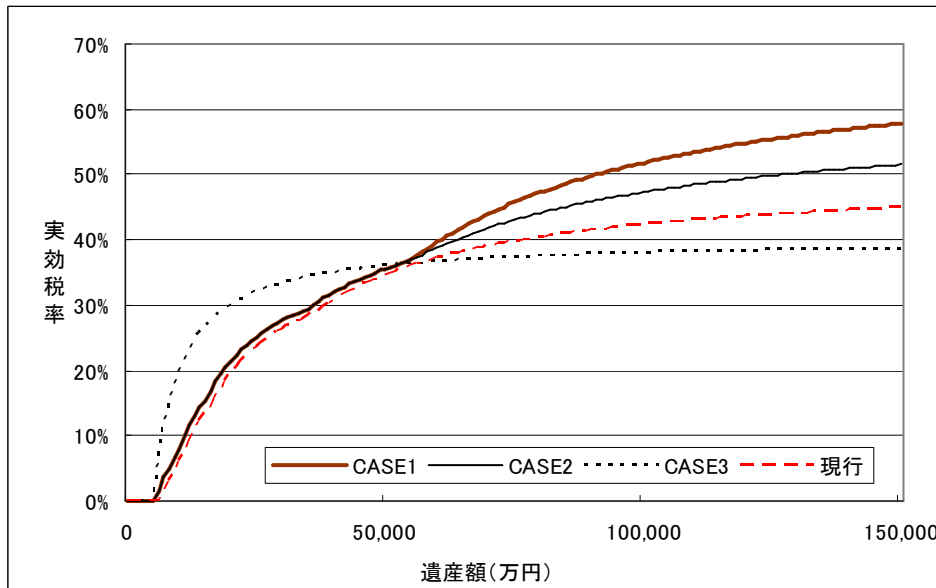


図 4-1 相続税改革における実効税率

CASE1 と CASE2 に比べて CASE3 の 40 %フラット化の場合には、5 億円あたりまで実効税率が高くなっていることがわかる。また、遺産額 8 億円を超えたあたりから 38 %を超えていき、40 %未満に至ることとなっており、広く薄く課税することができることとなる。しかし、再分配効果を高めるためには、累進課税の方が適しており、相続税の最高税率が現行の所得税の最高税率 50 %以下の推移となっているのは問題があるように思われる¹⁴³⁾。

次に、制度設計された CASE1 から CASE3 のモデルを使用して相続税額を推計することとする。まず、計測方法として、国税庁編『国税庁統計年報書』2008 年版における相続財産価格階級別表により階級別の 1 人当たり被相続人の課税価格を算出するものとする。一人当たり被相続人の課税価格が算出されれば、そこから基礎控除を控除し、その控除後の金額に CASE1 から CASE3 の税率を適用するものとする。そして、税率適用後の金額に階級別の被相続人数を乗ず

143) この相続税と所得税の最高税率の問題点については、本稿第 2 章第 1 節 2 参照。また、所得税の最高税率に関しては、個人住民税を含むものとする。

ることにより相続税額を算出するものとする。さらに、そこから税額控除を差し引いて納付税額とすることとした¹⁴⁴⁾。税額控除に関しては、その相続税額に占める割合を平成16年から平成20年までの直近5年間の平均により算出された率により算出するものとした。このようにして2008年をベースとして、CASE1からCASE3のモデルケースの適用後による比較は表4-2のとおりである¹⁴⁵⁾。

表4-2 モデルケースによる税額推計結果と再分配効果

(単位：億円)

	納付税額	現行との差額	課税前ジニ係数(A)	課税後ジニ係数(B)	再分配効果 (A)-(B)/(A)
CASE1	22,735	10,219	0.410	0.291	0.290
CASE2	21,655	9,139		0.304	0.258
CASE3	23,987	11,471		0.357	0.130

出所) 国税庁編『国税庁統計年報書』2008年版を基礎として推計。

結果として、納付税額はCASE3における比例税率40%の適用が一番大きい値となっており、2008年の統計値と比較して1兆1470億円の増収となることとなった。納付税額はCASE3に次いで、CASE1、CASE2という順に高くなるという結果となっている。再分配効果の値は、現行と比較して0.109から0.130となっており、不平等度は、多少ではあるが小さくなった。しかし、これは課税最低限のラインをかなり下げているために生じるもので、現行と比較してCASE3は税率40%ではあるが、高資産階層までも高い税負担となるためである。実際には一律40%であるため、資産価格階級の低い階層における税負担が増え、高資産階層においては、税負担が減るはずである。これらにより、CASE1

144) 税額控除に含まれる項目は、暦年課税分贈与税、配偶者、未成年者、障害者、相次相続、外国税額である。

145) 本稿におけるシミュレーションは、国税庁統計年報書の相続財産価格階級別表のみを使用しており課税対象となった被相続人以外の財産については加味できていない点は留意していただきたい。

から CASE3 の中では、CASE3 の再分配効果の値が一番低くなっており、次いで CASE2、CASE1 という順にその値が小さくなり、その順に不平等度は小さくなっていくという結果となった。

次に、上記の方法を基礎として将来の税収を予測する。単純化のため、一人当たりの被相続人の課税価格は 2008 年時点におけるものと合わせ、また、課税価格階級別の被相続人の数の割合は、将来にかけて一定であるものと仮定する。ここで、必要となってくるのが将来の死亡者数であるが、それについては国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）』の「男女年齢各歳別人口」のデータを使用することとした。このようにして、2015 年から 5 年刻みに算出したモデルケースそれぞれの将来予測税収の推移は図 4-2 のとおりである。

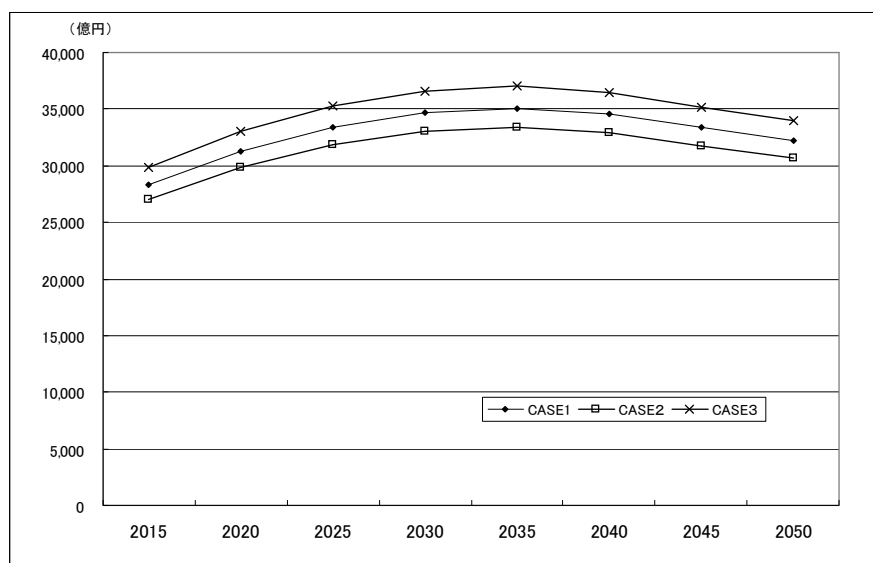


図 4-2 予測将来相続税収推移

これを見ると CASE3 が一番高い位置にあり、2035 年まではそれぞれ上昇を続けている。2035 年で CASE3 の比例税率 40 %が、3 兆 7,033 億円となっており、次いで CASE1 の累進税率 70 %が 3 兆 5,100 億円、CASE2 の累進税率 60 %が 3 兆 3,432 億円という結果となっている。しかし、一転してこの年をピークに減少に転じており、減少の一途を辿っていくこととなる。これは、2035 年までは現在の高齢化の影響による高齢者の死亡件数が増加するために生じているも

ので、2035年以降は、今後進んでいくであろう少子化による人口減少に伴う死亡者数自体の減少であるものと推測できる。

本稿における将来税収推計においては、2050年までを区切りとしており、また、それ以後はさらに減少は続いていくものであろう。しかし、今後20年間は増大していくであろう死亡者数に鑑みれば、やはり相続税は補完的な財源となってくると思われ、抜本的な改革に踏み切る時期に来ているのではないのであろうか。

おわりに

本稿では、現行相続税法に内包する様々な問題点を指摘し、現状の資産格差の状況を各種統計データを用いて分析を行ってきた。第1章では、相続税の課税根拠と課税方式に関する先行研究を確認し、遺産取得税方式の純化への方向での議論が目立ったが、遺産課税方式にも見出せる点があることがわかった。また、包括的所得概念に基づく所得課税との関連においても、遺産取得税方式を正当化するものと思われがちではあるが、遺産課税方式にも関連があるものといえることがわかった。しかし、課税方式の議論の前に的確な課税根拠の見直しが今後の課題であろう。

第2章では、現行相続税法の問題点として相続税、贈与税の2本建て方式の問題点と土地優遇税制についての問題点を指摘した。現行税法は、同額財産の移転でも移転時期の違いにより相続税、贈与税とそれぞれ異なった税率表により税額が算出されるため、公平性・中立性が確保されないものとなっている。そのような中で、シャープ勧告における累積取得税のような相続、贈与の一体課税が今後見直されるべきであると思われ、平成15年導入の相続時精算課税の拡大も視野に入れるべきであろう。また、死亡件数に対する相続税の課税件数の割合は、バブル崩壊後において市街地価格指数に連動して下落していることがわかった。それにも関わらず土地に対する優遇は拡張されているといった実態である。このような優遇により実物資産と金融資産との間で取り扱いの不平等が生じることとなり、相続税の実効税率は資産保有形態間でかなり乖離する結果となっている。石島（1996）においても、金融資産と土地との間で相続税負担が大きく乖離することは租税平等主義に違反する疑いが生ずる旨を述べている¹⁴⁶⁾。このような点から現行相続税法は資源配分に歪みをもたらす税制となっており、土地優遇税制は、今後縮小なり廃止なりの方向で進めていくべきであると思われる。

第3章では、各種の統計データより資産分布の状況を確認した。所得格差と実物資産、金融資産といった資産格差とをジニ係数により比較すると資産格差

146) 石島（1996）p10 参照。

のジニ係数の値が所得格差のそれと比較してかなり高い位置にあることがわかり、相続税によるさらなる是正効果を期待したいものである。移転比率の推計では、1940年生まれ世代では、バブル期の影響も受け75.5%となっているが、地価の下落と相まって徐々にその比率は低下傾向にあるが1950年生まれ世代でも31.0%もの移転がされているといった結果となった。1950年生まれ世代はまだ移転が完了していないケースもあり、その比率はさらに上昇するものと予測され、今後においても相続税による富の再分配の必要性は重要であるといえるだろう。また、国税庁編『国税庁統計年報書』のデータを使用して相続税の再分配効果を計測した。再分配効果は、1990年で13.64%となっており、その後は減税の効果もあり、11%前後を推移するという結果となっており、平成15年の最高税率引下げ後においても大きな変化は見られず、資産格差にある程度の歯止めはかかっていることが確認できた。

第4章では、これらを総括して、課税最低限の水準（相続税法第15条における基礎控除及び租税特別措置法第69条の4における小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の引下げ及び税率表（相続税法第16条における税率表）における最高税率の引き上げを勘案したモデルを設計し、再分配効果を確認することとした。それらのモデルによる試算結果は、最高税率が70%の累進税率を適用したケースの不平等度が一番小さくなり、再分配効果はかなり改善されることがわかった。

最後に、本稿で挙げた問題点は現行相続税法に内包する数ある問題点のうちごく一部に触れたに過ぎず、本稿はあくまで一試論であるということを理解されたい。今後の方向性として、近年における議論では、「広く薄く」として税率構造のフラット化への潮流がみられるが、私的な意見としては相続税を「広く濃く」課税すべきではないかとも思われる。今後、数十年間は増加するであろう死亡者数に鑑みれば、適正な相続税制の体系の構築を検討すべきことが税制改革の主要な課題の一つであろう。

《参考文献》

- 浅井光政（2001）「租税法上の時価を巡る諸問題」『税大論叢』36号.
- 麻生良文（1995）「相続を通じた世代間移転と相続税」『新潟大学ワーキングペーパー』.
- 麻生良文（1998）「相続を通じた世代間移転」『経済研究』一橋大学経済研究所,pp.289-296.
- 石澤一英・三木義一（1995）「相続税の課税根拠と課税方式」北野弘久・小池幸造・三木義一編『争点 相続税法』第1章所収,勁草書房,pp.15-24.
- 石島弘（1983）「資産税の時価以下評価による課税と租税法律主義」『租税法研究』第11号,pp.46-95.
- 石島弘（1996）「相続税の課税標準と公的土地評価一元化」『税法学』第535号,pp.3-24.
- 岩崎政明（1995）「相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題』第9章所収,pp.161-187.
- 岩田規久男（1999）「相続税の役割とあり方」『税研』第87号,pp.24-30.
- 碓井光明（1988）「相続税・贈与税における資産評価」『日税研論集』第7号.
- 梅原英治（2003）「経済格差の拡大と相続税改革の課題」『相続税制の再検討』日本租税理論学会,pp.3-24.
- 占部裕典（2005）「相続財産の評価（1）」『別冊ジュリスト』第178号,pp.156-157.
- 呉善充（2009）「税制の再分配効果について」『千里山経済学』第42巻第1号,pp.1-22.
- 太田幸夫（1995）「相続により取得した土地の「時価」につき、相続財産評価に関する基本通達に基づく路線価方式によらず、取得価格によるべきであるとされた事例」『判例タイムズ』第882号,pp.298-299.
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社.
- 奥谷健（2009）「相続税の課税根拠と課税方式」『税法学』日本税法学会,pp.255-274.
- 金子宏（1987）「相続税の課税方式と負担水準」渡辺美智雄編『相続税改革の視点—地価の高騰と相続税負担のあり方』,pp.165-169.
- 金子宏（2009）『租税法 第十四版』弘文堂.
- 菊谷正人（2008）『税制革命』税務経理協会.

- 岸田貞夫（1995）「相続直前に取得された相続財産の評価額につき、評価通達によらずその取得価額に基づいてされた処分を適法とした事例」『ジュリスト』1059号,pp.212-214.
- 国枝繁樹（2002）「相続税・贈与税の理論」『フィナンシャル・レビュー』第65号,pp.108-125.
- 栗林隆（2005）『カーター報告の研究－包括的所得税の原理と真実－』五絃社.
- 小池正明（2003）「相続税の再検討－現行相続税制の実務上の問題点－」『相続税制の再検討』日本租税理論学会,pp.74-87.
- 駒村康平（2002）「少子高齢化社会における遺産・相続の実態と相続税制度改革」宮島洋・連合総合生活開発研究所編『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社.
- 櫻井四郎（1959）『相続税』中央経済社.
- 佐藤孝一（1993）「相続開始直前における借入金による不動産の取得とその相続税評価額」『税経通信』,pp221-239.
- 佐藤進（1993）「相続税の根拠とあり方」『税研』第52号,pp.3-12.
- 佐藤英明（2002）「相続税率の法理論－若干の論点整理」『日税研論集』第49号,pp.59-78.
- 渋谷雅弘（2008a）「相続税の本質と課税方式」『税研』第139号,pp.22-26.
- 渋谷雅弘（2008b）「予測される相続税の遺産取得課税方式への移行とその影響」『税理』2008年3月号,pp.92-98.
- シャープ使節団（1949）『シャープ使節団日本税制報告書』General Headquarters Supreme Commander for the Allied powers.
- 首藤重幸（1999）「相続税改革の視点」『税研』第87号,pp.18-23.
- 下野恵子（1991）『資産格差の経済分析－ライフサイクル貯蓄と遺産・贈与』名古屋大学出版会.
- 神野直彦（1984）「シャープ勧告における資産課税－相続税・贈与税を中心に－」『租税法研究』第12号,pp.26-65.
- 高野幸大（1995）「相続財産の評価と納税」『租税法研究』第23号,pp.25-44.
- 高山憲之（1977）「相続税・贈与税の水平的公平性」『武蔵野大学論集』第24号第6号,pp.41-56.

- 高山憲之（1992）『ストック・エコノミー』東洋経済新報社.
- 高山憲之・有田富美子（1992）「高齢者夫婦世帯の所得・消費・資産」『経済研究』第43号第2号,pp.155-178.
- 高山憲之・有田富美子（1994）「家計資産の分配とその変遷」石川経夫編『日本の所得と資産の分配』所収,東京大学出版会,pp.59-78.
- 高山憲之・有田富美子（1996）『貯蓄と資産形成—家計資産のマイクロデータ分析—』一橋大学経済研究叢書46号.
- 武田昌輔（1993a）「バブルの崩壊と相続税問題」『ジュリスト』1030号,pp.30-34.
- 武田昌輔（1993b）「相続税の今後の在り方」『税経通信』,pp.2-9.
- 橋本俊詔（1989）「資産価格の変動と資産分布の不平等」『日本経済研究』第18巻,pp.79-93.
- 橋本俊詔（1998）『日本の経済格差』岩波書店.
- 谷口勢津夫（1995）「財産評価基本通達による画一的評価の要請と個別の評価の許容範囲」『租税法研究』第23号,pp.184-186.
- 富岡幸雄（1983）「相続税制改革の基本的課題—今次の事業承継税制改革後に残された検討を要する基本問題—」『税経通信』第38巻,第9号,pp.14-20.
- 成田淳司（1999）「資産価格の変動が消費・貯蓄に及ぼす効果—コーホート・データによる分析—」『経済学研究』第48号,pp.108-121.
- 野口悠紀雄（1991）『ストック経済を考える』中央公論社.
- 野口悠紀雄（1995）「相続税の理論的基礎」水野正一編著『資産課税の理論と課題』第8章.
- 野口悠紀雄（1994）「相続税に関する基礎的考察」『税制改革の新設計』第4章,pp.117-139.
- 野口悠紀雄（2002）「相続税の果たすべき役割」『税研』第102号,pp.42-46.
- 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子（1989）「世代間移転における家族の役割」『一橋論叢』,pp.749-771.
- 橋本恭之（1991）「コーホート・データによるライフサイクル資産の推計」『桃山学院大学経済経営論集』第32巻第4号,pp.1-13.
- 橋本恭之（2007）「さらなる社会保障制度改革に向けて」跡田直澄・前川聡子編『社会保障一体改革への途』清文社,pp.250-258.

- 橋本恭之・呉善充（2002）「資産形成における相続の重要性と相続税改革」『関西大学経済論集』52号.
- 橋本恭之・呉善充（2008）「税収の将来推計」RIETI Discussion Paper Series,pp.61-70.
- 橋本徹（1988）「相続税のあり方」『租税研究』第460号,pp.9-19.
- 林宏昭・橋本恭之・林宜嗣・中井英雄（1989）「資産と税制」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』第5章所収,東洋経済新報社.
- 平川忠雄（2003）「相続時精算課税制度の徹底解説徹底活用」日本法令.
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』株式会社中央経済社.
- 藤田晴（1994）「取得課税のあり方ー相続税を中心にー」『税研』第56号,pp.16-19.
- 松浦克己（1993）「日本の職業別、年齢階層別にみた所得、資産の分布ー80年代後半の不平等度の動き」『日本経済研究』No.24,pp.97-115.
- 松浦克己・橋木俊詔（1993）「日本の資産の不平等度の要因分解：土地保有の有無による2つの階層分化」郵政研究所 Discussion Paper.
- 松沢智（1995）「相続税に関する「税政策学」ー新しい学問体系への構築ー」『租税法研究』第23号,pp.45-66.
- 三木義一（2002）「相続・贈与税改革の論点」『税研』第102号,pp.29-34.
- 三木義一（1995）「相続税の基本原理の法的再検討」『租税法研究』第23号,pp.1-21.
- 三木義一（1992）『現代税法と人権』勁草書房.
- 三木義一（1999）「相続税の抜本的改革への一視点」『税経通信』第54巻第10号,pp.26-32.
- 三木義一（2008）「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」『税研』第139号,pp.38-42.
- 水野忠恒（1993）「所得税と相続税の交錯ー非課税もしくは課税繰り延べとされる所得ー」『ジュリスト』1020号,pp.154-157.
- 水野忠恒（2008）「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研』第139号,pp.33-37.
- 水野忠恒（2009）『租税法』株式会社有斐閣.
- 宮島洋（1986）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社.
- 宮脇義男（2008）「相続税の課税方式に関する一考察」『税大論叢』57号,pp.437-526.
- 村井正（1984）「資産税における評価」『租税法研究』第12号,pp.1-25.
- 村井正（1988）「わが国の今後の相続税・贈与税の課税のあり方について」『租

- 税研究』第460号,pp.23-35.
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅司(1984)『シャープ勧告の研究』時潮社.
- 吉田孝敏(2008)「相続税に対する検討－政府税調答申を中心にして－」『税制研究』第53号,pp.82-89.
- Barthold,T.A.and Ito,T(1992)"Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth :U.S.-Japan Comparison,"Ito,T.and Krueger,A.eds.,The Political Economy of Tax Reform, Univ.of Chicago Press.
- Georg Schanz(1986)"Der Einkommenbegriff und die Einkommensteuergesetze",*Finanz Archive Public Finance Analysis*,Vol.13
- Good,R.(1977)"The Economic Definition of Income",in Comprehensive Income Taxation,J.A.Pechman,ed.,Brookings Institution.
- Hayashi,F.Ando,A and Ferris,R.(1988)"Life Cycle and Bequest Savings:A Study of Japanese and U.S. Households Based on Data from the 1984 NSFIE and the 1983 Survey of Consumer Finance" *Journal of the Japanese and international Economies*,2,450-491.
- Joseph.A.Pechman(1987)"Federal Tax Policy"5th ed.
- Kenneth LeM. Carter(1966) Canadian Royal Commission on Taxation,op.cit,vol3.
- Kotlikoff,L.J.and L.H.Summers(1981),"The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation,"*Jornal of Political Economy*,Vol.89,No4.
- Musgrave, R. A. and T. Thin(1984), Public Finance In Theory And Practice, McGraw-Hill.(木下和夫監修、大阪大学財政研究会訳『財政学－理論・制度・政治－』第2巻)
- Modigliani,F.(1988)"The Role of Intergenerational Transfers and Life Cycle Saving in the Accumulation of Wealth,"*Jornal of Economic Perspective*,2(2).
- Peckman,J.A.and B.A.Okner(1980) Who Bears the Tax Burden? Brookings Institution Washington D.C.
- Simons,H.C.(1938) Personal Income Taxation,University of Chicago Press.

《参考資料》

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

LEX / DB インターネット <http://www.tkcllex.ne.jp/>

判例タイムズ(1994)No.854

税務弘報 Vol.41 No.3

国税庁『国税庁統計年報書』.

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』.

総務省統計局『家計調査年報』.

総務省統計局『全国消費実態調査』.

総務省統計局『貯蓄動向調査』.

税制調査会・税制特別調査会各資料.